長期脱炭素電源オークション実務説明会

参加登録・応札・容量確保契約書の締結について (応札年度:2024年度)

2024年10月公表 電力広域的運営推進機関



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



電力広域的運営推進機関

Transmission Operators, JAPAN

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

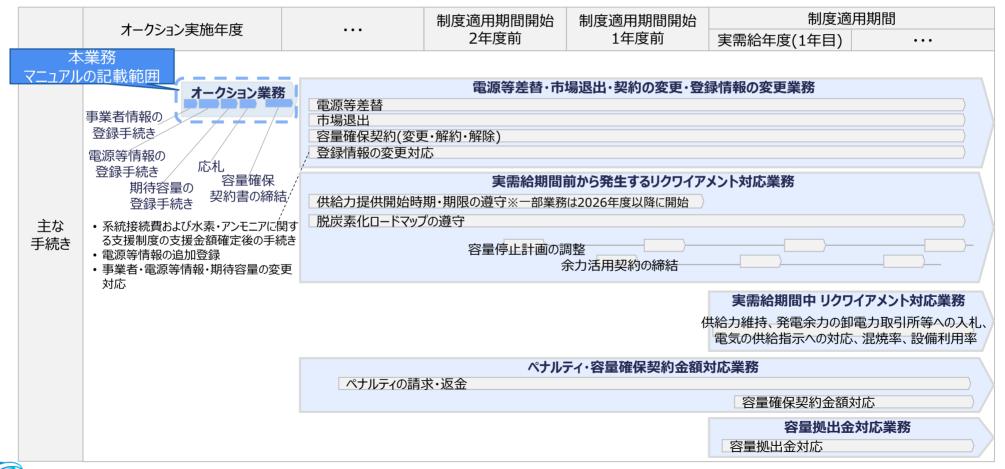
- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



1.1 本資料の説明内容① オークション・全体フケジョールに対する本業終フニュアルの

- オークション全体スケジュールに対する本業務マニュアルの位置づけ
- ■「長期脱炭素電源オークション(以下、「本オークション」)の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本オークション業務に係る手続き等について、容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編(以下「本業務マニュアル」)で説明しています。

【本オークションスケジュール】





1.1 本資料の説明内容② 本資料における本オークション業務の説明範囲

■ 本資料では、本業務マニュアルにおける事業者情報登録から容量確保契約書の締結までの業務手順、および 特にご留意いただきたいポイント等についてご説明します。

本業務マニュアルの章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
- 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

第2章 事業者情報

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

第3章 電源等情報

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

第4章 期待容量

- 4.1 期待容量の登録手続き
- 4.2 期待容量の変更手続き

第5章 応札

- 5.1 応札準備
- 5.2 電源毎の応札

第6章 容量確保契約

6.1 容量確保契約書の締結

Appendix

本資料の章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑のサンプル
- 5.3 FAQ



- 前年度からの主な変更点は以下のとおりです。
- ① 容量市場システムの機能追加に伴う、追加登録情報等に関する説明を追加しています。
 - ▶「事業者情報」で追加された項目(事業者登録番号、収入金課税事業者への該当有無)についての説明を追加しています。
 - ※「事業者登録番号」は、容量提供事業者が適格請求書発行事業者の場合、追加入力が必須となります
 - ※「収入金課税事業者への該当有無」は、全ての容量提供事業者にて追加入力が必須となります
 - ▶「電源等情報」の追加および追加情報についての説明を追加しています。
 - ※「安定電源」で、調整機能「有」の電源では、「専用線オンライン/その他」が追加入力項目となります
 - ▶ 期待容量情報の登録・変更時の「期待容量等算定諸元一覧」、または「ビジネスプラン申請書」の提出方法が、従来容量市場システムにて「提出書類」としてご提出いただいておりましたが、提出箇所(画面上のボタンの位置等)が変更となっております。
 - ※全ての電源等区分において、期待容量情報の登録・変更時に、期待容量等算定諸元一覧またはビジネスプラン申請書を 提出する場合が対象となります
- ① 制度変更に伴う、追加登録情報等に関する説明を追加しています。
- ▶ 「電源等情報」の追加および追加情報についての説明を追加しています。
 - ※接続検討回答書に係る提出期限や証憑について、事業者の状況によって提出期限や証憑が異なります
 - ※「安定電源」(蓄電池)で、「蓄電池に係る事業計画」及び添付書類について追加提出が必要となります

1.1 本資料の説明内容③ (参考)募集要綱、本業務マニュアルおよび本資料の関係性

- 募集要綱では、募集全般に係る情報を記載している一方、本業務マニュアルでは本オークションへの参加を希望する 事業者が実施する手続きのうち、参加登録、応札、落札後に広域機関(以下、「本機関」)と締結する容量確保 契約書に係る手続き、および容量市場システムの操作方法等の具体的な内容を記載しています。
- 本資料では、本業務マニュアルにおける記載内容から特に重要なポイントに対象を絞り、各業務の手順を説明いたします。

57 ## 市西	記載内容						
記載事項	募集要綱	本業務マニュアル	本資料				
記載範囲	参加登録、応札容量確保契約書の締結落札電源および約定価格の決定方法契約条件	参加登録、応札容量確保契約書の締結					
業務フロー	対象外	•事業者・本機関の双方に関する業務フロー					
参加登録・応札時 の登録情報	•登録項目の一覧	・登録項目・登録項目と提出書類の関連性・具体的な登録方法	・登録項目・登録項目と提出書類の関連性・具体的な登録方法の要点				
参加登録・応札時 の提出書類	•提出書類の一覧	・提出書類の一覧・各書類の様式・具体的な記載方法	・提出書類の一覧・各書類の様式・具体的な記載方法の要点				
容量確保契約書 等に係る手続き	・容量確保契約書を締結する旨	・容量確保契約書の締結、変更、 解約の具体的な手続き	・容量確保契約書締結の具体的な 手続きの要点				



1.1 本資料の説明内容④ (参考)容量市場関連文書と公表状況

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2024年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

		関連文書	概要	公表状況
	容量市場メインオークション 募集要綱		• メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024~28年度向け 公表済
容量市場募集要綱		容量市場追加オークション 募集要綱	• 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024〜25年度向け 公表済
%1 %2		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	• 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を 規定	2024年度応札 公表済
容量確保契約書		容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約 金額その他の契約条件を規定	公表済
×1×3	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款		• 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他 の契約条件を規定	公表済
		参加登録·応札·容量確保 契約書契約締結編	参加登録申請の手順、提出書類等について記載メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024~28年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務 (全般)編	• 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	
	. <i>1</i>	電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024~26年度向け
	メイ	実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	公表済
容量市場	ンオ	容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
業務 マニュアル ※1※2	イークション	実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ)) (発動指令電源)編	・ 算定諸元(容量停止計画、発電計画・発電上限等)の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・ 容量確保契約金額、容量拠出金の確認手続き等について記載	2024年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	• ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	2024年度向け 公表済
		容量拠出金対応編	• 容量拠出金(仮算定含む)、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	2024年度向け 公表済

1.1 本資料の説明内容④ (参考) 容量市場関連文書と公表状況

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2024年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

		関連文書	概要	公表状況
	追加オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	参加登録申請の手順、提出書類等について記載追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024〜25年度向け 公表済
容量市場業務マニュアル	長期	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	• 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023〜24年度向け 公表済
未切Y_1/ル ※1※2	長期脱炭素電源オークショ	電源等差替・市場退出・ 契約の変更・ 登録情報の変更業務編/ 実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編/ ペナルティ対応編	• 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務、実需 給期間前から発生するリクワイアメント対応、ペナルティ対応について記載	意見募集実施予定
	ション	実需給期間中 リクワイアメント対応編/ 容量確保契約金額対応編/ 容量拠出金対応編	• 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応、容量確保契約金額対応、容量拠出金対応について記載	意見募集実施予定
容量市場システムマニュアル※3	į	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

1.1 本資料の説明内容⑤ (参考)参加登録・応札関係スケジュール

■ 本オークションにご参加いただく事業者の皆様は、2024年10月から事業者情報の登録を開始し、2025年1月に応 札いただく予定です。

				2024年度			2025			
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度
	事業者	登録受付期間	2024年10月15日~ 2024年10月18日							
	情報	審査期間	2024年10月15日~ 2024年10月23日							
参加登録	電源等	登録受付期間	2024年10月21日~ 2024年10月25日							
参加亞歐	情報	審査期間	2024年10月28日~ 2024年12月3日		\rangle					
	期待容量	登録受付期間	2024年12月4日~ 2024年12月10日							
		審査期間	2024年12月11日~ 2024年12月27日							
			2025年1月20日~ 2025年1月27日							
オークション	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間		2025年1月28日~ 2025年2月4日							
	約定結果の公表		応札の受付終了から 3カ月後を目途に実施							
			一川の東能が仕げた担合は 7	. ~	– – 0514 13	. –				

[※]不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性がある。



[※]約定結果は「応札の受付期間」終了から3ヶ月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表する。

[※]公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委)の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

[※]各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせする。

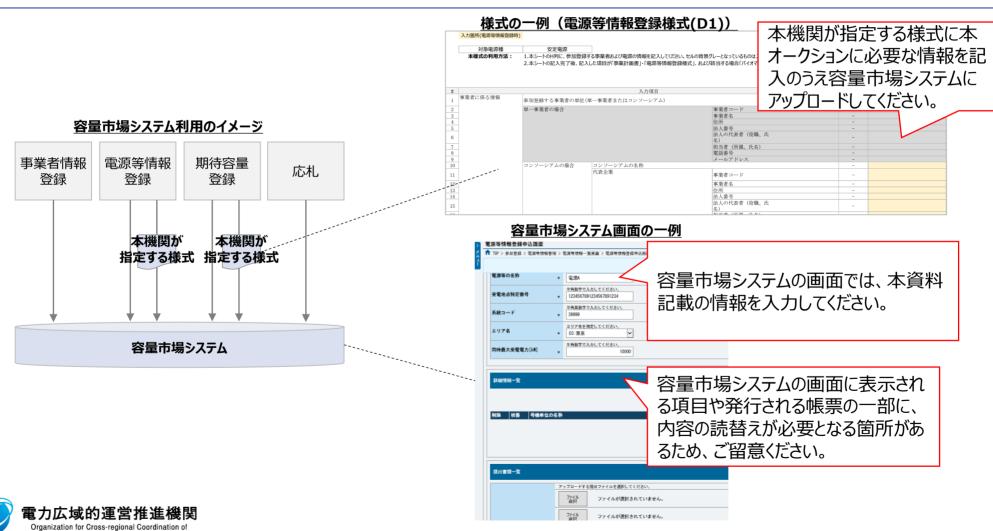
[※]応札の受付期間終了後、監視等委により応札価格の監視が行われる。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照すること。

1.2 容量市場システムの利用について① 本オークションにおける容量市場システム利用の概要

Transmission Operators, JAPAN

оссто

- 本オークションの参加登録における電源等情報や期待容量登録の登録業務においては、本機関が指定する様式に 情報を記入のうえ容量市場システムにアップロードし、容量市場システム画面上も必要な情報を入力してください。
- 容量市場システムから発出される帳票等に一部読替えが必要となるものがあるため、ご留意ください。



1.2 容量市場システムの利用について② 容量市場システムマニュアルの案内

■ 本業務マニュアルでは、容量市場システムの基本操作も合わせて記載しておりますが、操作の詳細については容量市場システムマニュアルをご参照ください。

本業務マニュアル

・具体的な手続きや主要な容量市場システム操作方法等、参加登録を円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。

※事前手続き(事業者コード、クライアント証明書の取得)については、下記HPを参照ください。

【容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて】

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

容量市場 システム マニュアル

・容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。

【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

※容量市場システムの稼働時間は 平日9:00~18:00 となります。

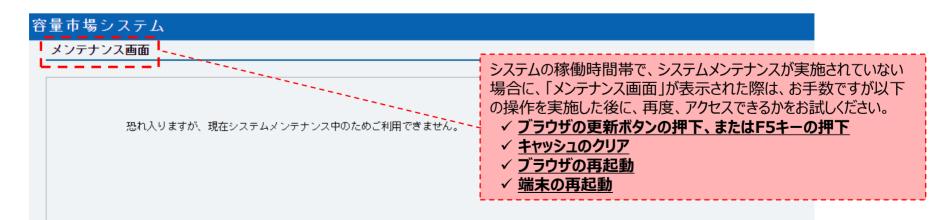
(稼働時間を変更する場合には別途お知らせいたします。)

- ※容量市場システムのお知らせ一覧にも、各種情報が掲載されますので、ご利用ください。
- ※容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合の対処方法については、次ページを参照ください。



1.2 容量市場システムの利用について③ (参考) 容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合

- 容量市場システムの稼働時間帯は平日9:00~18:00(メンテナンスを実施していない場合)となります。
- 以下の場合にメンテナンス画面が表示されます。
 - ✓ 稼働時間帯(平日9:00~18:00)以外の場合
 - ✓ システムメンテナンスを実施中の場合 ※システムメンテナンスを実施する場合は、原則事前にアナウンスいたします。
- 上記以外の場合にメンテナンス画面が表示された際は、以下の方法を実施してから再度アクセスしてください。
 - ✓ ブラウザの更新ボタンの押下、またはF5キーの押下
 - ✓ キャッシュのクリア
 - ✓ ブラウザの再起動
 - ✓ 端末の再起動
- 上記を実施してもなおログイン画面が表示されない場合は、お手数ですが本機関の容量市場問合せ窓口までご連絡ください。





目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



- 本節では、事業者情報の登録業務について、容量市場システム画面と合わせて説明します。(事業者情報の変更・取消業務は、登録業務と手順が重複することに鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)
- 既に容量市場システムに事業者情報を登録した事業者は、新たに登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容を確認の上、必要に応じて修正してください。
 また、事業者情報が登録済みであれば新規の登録は不要ですが、今年度から「事業者登録番号」「収入金課税事業者への該当有無」の2項目が容量市場システムに追加にされており、登録していない場合は登録いただく必要があります。これらの項目は、事業者情報変更申込画面から登録してください。
- また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している事業者は、 再度提出する必要はありません。

第1章 はじめに 本業務マニュアルの構成 1.1 本資料2.1の 1.2 容量市場への登録が可能な電源等 説明対象 容量市場システムの利用に向けた事 凡例 → 事業者情報の登録に必要な業務の流れ 1.3 第2章 事業者情報 2.1 事業者情報の登録手続き 業務名 事業者情報の登録手続き 2.1 2.2 事業者情報の変更手続き 2.1.1 2.1.3 2.1.2 事業者情報の取消手続き 第3章 事業者情報の 雷源等情報 事業者情報の 本資料では説明割愛 事業者情報の 登録の審査結果の **END** ▶事業者 登録の審査結果の 電源等情報の登録手続き (TAR) 3.1 (本業務マニュアルを 登録申认 3.2 電源等情報の変更手続き 確認(不合格) 確認(合格) 参照ください) 3.3 電源等情報の取消手続き システム画面 メールで メールで受領 第4章 期待容量 で申込 受領 期待容量の登録手続き 4.1 不合格 期待容量の変更手続き 4.2 事業者情報の 事業者情報の 広域 審査 事業者情報の 事業者情報の 登録申込の ▶ 登録申込の 機関 登録完了の通知 登録 受領 審杳



※:「仮申込」のステータスでは本機関側で審査できないため、 必ず「申込完了」のステータスまで進めてください。

2.1 事業者情報の登録② 事業者情報の登録方法に係る留意点(1/4)

対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」

- 事業者情報の登録にあたっては、容量市場システムの画面上に直接情報を入力する方法に加えて、利用申込書を アップロードして登録する方法が存在します。
- 利用申込書のアップロードによる登録方法の詳細は、容量市場システムマニュアルを参照してください。



※直接入力のほかに、利用申込書のアップロードによる入力 も可能です。詳細はシステムマニュアルを参照してください。

- 1.通常は、容量市場システムの画面上に情報を直接入力する形で事業者情報を登録します。
- 2.落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアムの場合は、事前手続きを行った代表事業者の名義で事業者情報を登録してください。

なお出資構成(出資者及び出資割合等)が異なる複数のSPC を組成する予定があり、いずれのSPCにおいても代表企業が同一の場合、事業者情報登録時はコンソーシアム名称を入力せず代表企業の正式名称のみ入力し、電源等情報の登録業務にて応札予定の電源毎に各コンソーシアム情報を入力してください。なお、法人の設立後は、直ちに契約承継の手続きを行ってください。



電力広域的運営推進機関

事業者情報登録申込画面

17

2.1 事業者情報の登録② 事業者情報の登録方法に係る留意点(2/4)

対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」

■ 事業者情報の登録にあたって、2023年度より新規追加項目がございますのでご注意ください。

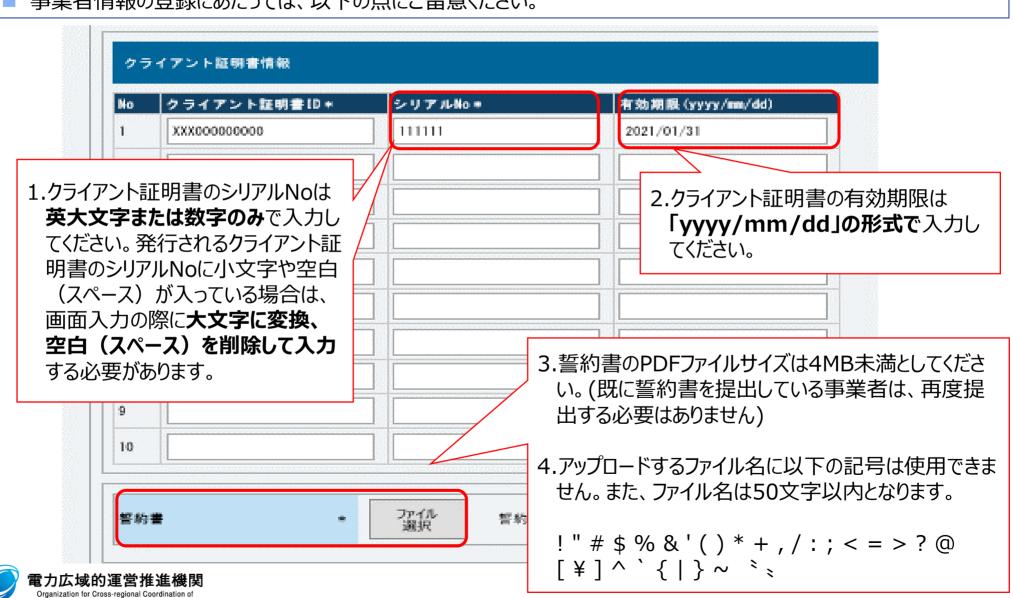


収入金課税事業者への該当有無を選択してください。



2.1 事業者情報の登録③ 事業者情報の登録方法に係る留意点(3/4)

事業者情報の登録にあたっては、以下の点にご留意ください。

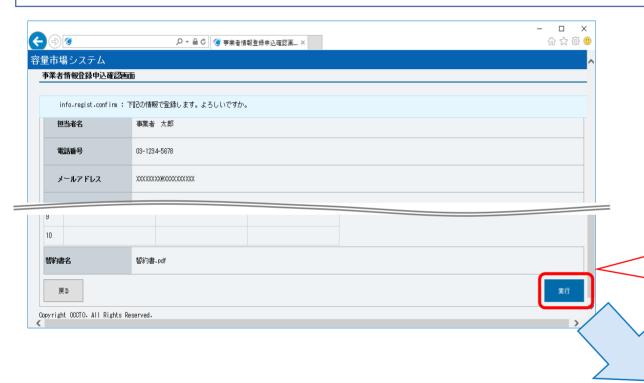




2.1 事業者情報の登録④ 事業者情報の登録方法に係る留意点(4/4)

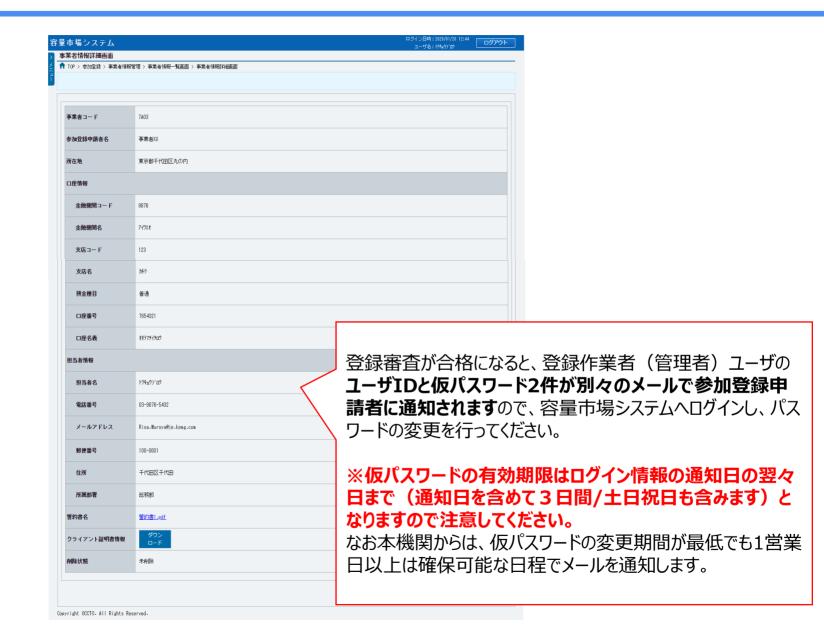
対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」

事業者情報の登録申込においては、「実行」ボタンをクリックすることで申込が完了します。 (「申込完了」の手続きは不要です)



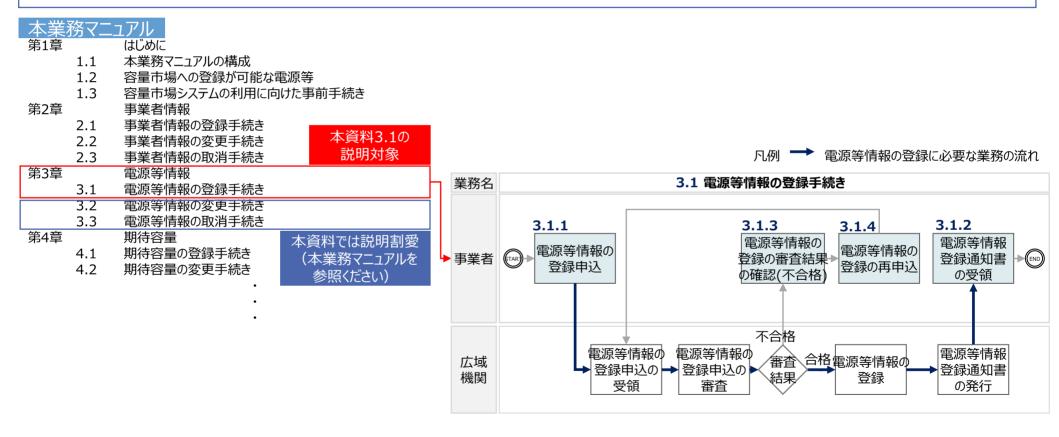
「実行」ボタンをクリックして、「完了画面」が表示されたら、登録申込が完了します。 (登録申込では「申込完了」の手続きは不要です)





2.2 電源等情報の登録① 電源等情報の登録業務の流れ

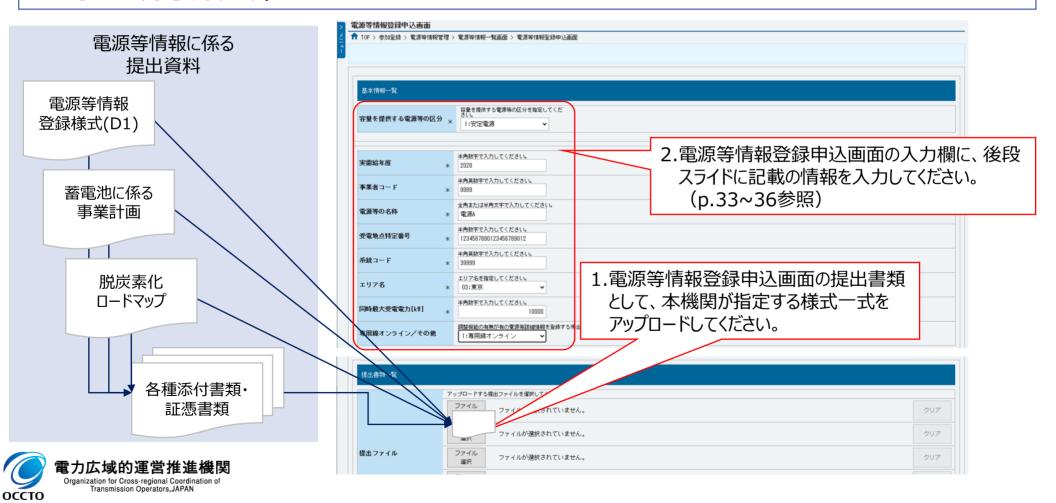
- 本節では、電源等情報の登録業務について、容量市場システム画面や本機関が指定する様式のイメージ等と合わせて説明します。(電源等情報の変更および取消業務は、登録業務と手順が重複することに鑑みて、本資料での説明対象からは割愛します)
- 電源等情報は、メインオークションおよび追加オークション向けに登録されている場合でも、必ず登録が必要です。



2.2 電源等情報の登録② 電源等情報の登録方法に係る留意点

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

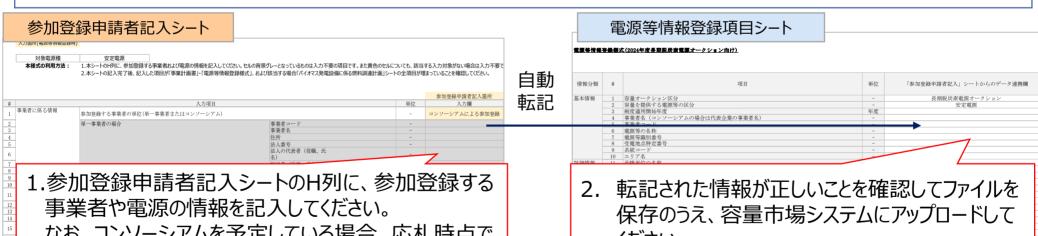
- 本オークションの電源等情報登録では、本機関が指定する電源等情報に係る提出資料(電源等情報登録様式 (D1)、蓄電池に係る事業計画、脱炭素化ロードマップ、証憑書類)を容量市場システムにアップロードする形で情報を登録してください。
- 上記に加えて、容量市場システム画面上にも必要情報を別途入力してください。(容量市場システム上の処理を進めるための対応となります)



2.2 電源等情報の登録③ 電源等情報登録様式(D1)の記入・提出方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

- 電源等情報登録様式(D1)を本機関ホームページからダウンロードしてください。
- 電源等情報登録様式(D1)内の「参加登録申請者記入シート」に、事業者・電源に係る情報を記入してください。 なお、その時点での確度の高い情報をもとに作成してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や 事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- 記入された情報は同ファイルの「電源等情報登録項目」、「事業計画書」、「資金調達計画」、「バイオマス発電設備に係る燃料調達計画」シートに転記されますので、別途記入は不要です。
- ■「電源等情報登録項目」シートに転記された情報が正しいことを確認し保存のうえ、指定する証憑類と併せて 容量市場システムにアップロードしてください。(証憑はp.25-32を、アップロード方法はp.37を参照)
- なお、本年度より事業計画書への記名・押印が不要となったため、PDFとしての提出は不要です。



1.参加登録中請有記入シートのH外に、参加登録する 事業者や電源の情報を記入してください。 なお、コンソーシアムを予定している場合、応札時点で 単独事業者でも、想定している構成員をご記載下さ い。またコンソーシアムの場合、応札時点で確度の高 い情報をご記載ください。名称等は仮でも構いません。

ください。 なお、電源等識別番号は、電源等情報の審査 合格後に発番され、本機関担当者により電源 等情報登録様式(D1)に入力されるため、記載 不要です。

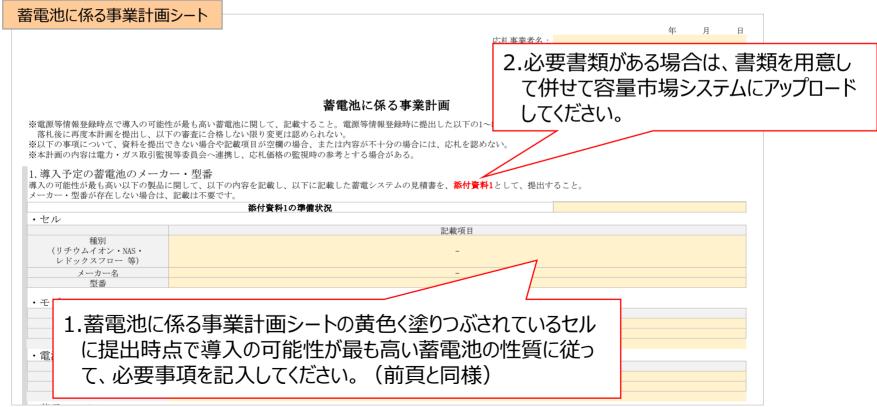


電力広域的運営推進機関

2.2 電源等情報の登録④ 蓄電池に係る事業計画の記入・提出方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

- 蓄電池に係る事業計画を本機関ホームページからダウンロードしてください。
- ■「蓄電池に係る事業計画シート」に、提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池についての情報を入力して作成し、 電源等情報の登録受付期間に提出してください。なお原則として空欄は認めておらず、内容が不十分と判断される 場合や規定された書類を提出できない場合は応札が認められないことがあります。
- Excelファイルにて、必要とされる添付資料と併せて、容量市場システムにアップロードしてください。 (添付資料はp.25-32を、アップロード方法はp.37を参照)





25

2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源1/6)

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
1	電源等情報登録様式(D1)	規定様式あり	全電源	-
2	接続検討回答書	規定様式なし※ ※属地一般送配電事業者から接 続検討が不要との回答を受領した 場合の証憑のみ様式なし	全電源	注1 接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は、 そのことがわかる体制図を提出してください。
3	脱炭素化ロードマップ		水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモ ニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る)、 LNG専焼火力の電源	注2
4	余力活用に関する契約を締結したことがわかる 書類(契約書の写し等)	規定様式あり	調整機能「有」の電源	注3
5	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	規定様式あり	全電源	注3
6	常時系統エリアを確認できる書類	規定様式あり	系統接続するエリアが複数存在する電源	注3
7	自家消費に供出する設備容量の証憑書類			
8	自己託送に供出する設備容量の証憑書類			
9	特定供給に供出する設備容量の証憑書類	規定様式なし	左記容量に該当がある電源	注3
10	特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑書類			

注1:電源等情報登録時に「接続検討回答書」およびそれに類する以下の書類をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意く ださい。

- 2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書(有効期限は問いません)
- 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書(この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。)
- 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類
- ただし、水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます。この場合、電源等情報の登録受付期間においては、事業計画書の系統接続に係る事項「接続検討回答日」および「工事費負担金額」は空欄で提出してください。本機関の審査期間中に不合格通知を電子メールで送付しますので、その後、2024年11月28日までに接続検討回答書および当該項目を記入した電源等情報登録様式を提出してください。なお、提出にあたっては業務マニュアル『3.1.4電源等情報の登録再申込』を参照して再申込してください。
- 注2:資源エネルギー庁において内容を確認します。脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに 遅い等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。
- 注3:提出が間に合わない場合、実需給年度前年(時期は、別途公表)までに、容量市場システムにて提出してください。



2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源2/6)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
11	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図	規定様式なし	応札事業者と発電設備の所有者が異なる電源	_
12	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類例) ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー	規定様式なし	環境アセスメントが必要な電源	方法書そのものでは手続を開始した証拠書類と はみなされません 事業計画書提出時に添付できない場合、約定 結果公表後 5ヶ月以内に提出してください
13	補助金の受領及びその額を証する書類	規定様式なし	電源等情報の登録の時点で価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度の制度適用が決まっている電源	注3
14	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を 証する書類 (様式自由)	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用す	-
15	金融機関の関心表明書又はコミットメントレター(様式自由)	規定様式なし		資金調達計画の証左であることを満たす内容で あれば様式は問いません
16	以下の内容を記載した事業者名義の誓約書 (様式自由) ✓ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約 に必要な社内手続を経ていること ✓ 外部(親会社等)からの資金調達を一部 又は全部の資金の前提とする場合は、調達 方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続がわかる書類	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外に よる調達を利用する電源(事業計画書に該当有無 記載)	-

注3:提出が間に合わない場合、実需給年度前年(時期は、別途公表)までに、容量市場システムにて提出してください。

2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源3/6)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
17	燃料の安定調達を確認できる書類	規定様式なし	J.C. 1753.	燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて
18	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し(以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。)	規定様式あり	国内の森林に係る木質バイオマスを - 使用する電源	
19	ライフサイクルGHGを確認できる書類	規定様式なし		ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得
20	燃料の安定調達を確認できる書類	規定様式なし		原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との 売買契約書又は二者間の覚書等 国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者の流 通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
21	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類	規定様式あり		-
22	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類	規定様式なし	輸入木質バイオマス燃料を使用 する電源	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき、以下のいずれかの方法で証明書を取得 (1)森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法 (2)森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法 (3)個別企業等の独自の取組による証明方法
23	ライフサイクルGHGを確認できる書類	規定様式あり		ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得

2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源4/6)

電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
24	燃料の安定調達を確認できる書類	規定様式なし	農産物バイオマス燃料を使用する電	原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との 売買契約書又は二者間の覚書等 国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者の流 通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
25	持続可能性(合法性)が認証されたことを証する書類	規定様式なし	源	-
26	ライフサイクルGHGを確認できる書類	規定様式あり		ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得
27	蓄電池に係る事業計画	規定様式あり	蓄電池のみ	登録時点で確度の高い情報を記載してください。 原則として、空欄は認めておらず、 内容が不十分と判断される場合は応札が認められないことがある
28	添付資料1	規定様式なし	蓄電池(リチウムイオンのみ)	蓄電池に係る事業計画に記載した蓄電システムの見積 書
29	添付資料2	規定様式なし	蓄電池(リチウムイオンのみ)	導入予定のリチウムイオン蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書
30	添付資料3	規定様式なし	蓄電池(リチウムイオンのみ)	導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)
31	添付資料4	規定様式なし	蓄電池(リユースのみ)	電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等
32	添付資料5	規定様式なし	蓄電池(NASのみ)	類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等

2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源5/6)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
33	添付資料6	規定様式なし	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合のみ	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間毎の事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料をメーカーから取得した資料
34	添付資料7	規定様式なし		設置する土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・ 事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権 者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていること について記載した資料(説明会の議事録等を含む)
35	添付資料8	規定様式なし	蓄電池のみ	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑
36	添付資料9	規定様式なし	蓄電池において、廃棄物処理法上 の広域認定取得を電源等情報登	当該認定を未取得の場合は、広域認定制度申請の手引き第2章 2.1(3)のとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類
37	添付資料10	規定様式なし	蓄電池において、廃棄物処理法上 の広域認定取得を参加登録時点 で未取得の場合で、添付資料9を 提出した電源	注4 廃棄物処理法上の広域認定を取得したことを確認できる書類

注4:電源等情報登録時に「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑」の準備が整わない場合、広域認定制度申請の手引きのとおり環境省廃棄物規制課が 当該申請を受理していることが確認できる書類を提出してください。この場合、2025年1月9日までに「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑」を「期待容 量情報登録申込画面」の「提出書類一覧」にて提出してください。



2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源6/6)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
38	添付資料11	規定様式なし	蓄電池のみ	当該蓄電池の廃棄を委託する予定のメーカーが、本制度における落札事業者から蓄電池システムについて廃棄処分の依頼があった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類
39	添付資料12	規定様式なし	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原 因解明が可能な体制の内容について記載した資料
40	添付資料13	規定様式なし	蓄電池のみ	蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品(セル、PCS)を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料

2.2 電源等情報の登録⑥ 提出書類一覧(変動電源1/2)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
1	電源等情報登録様式(D1)	規定様式あり	全電源	-
2	接続検討回答書	規定様式あり	全電源	注1 接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は、そのこ とがわかる体制図を提出してください。
3	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	規定様式あり	全電源	注2
4	常時系統エリアを確認できる書類	規定様式あり	系統接続するエリアが複数存在する 電源	注2
5	自家消費に供出する設備容量の証憑書類			
6	自己託送に供出する設備容量の証憑書類	担学++>!	 	計 2
7	特定供給に供出する設備容量の証憑書類	規定様式なし	左記容量に該当がある電源	注2
8	特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑書類			

注1:電源等情報登録時に「接続検討回答書」およびそれに類する以下の書類をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんので ご注意ください。

- 2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書(有効期限は問いません)
- 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書(この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。)
- 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類
- ただし、水力電源に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます。この場合、電源等情報の登録受付期間においては、事業計画書の系統接続に係る事項「接続検討回答日」および「工事費負担金額」は空欄で提出してください。本機関の審査期間中に不合格通知を電子メールで送付しますので、その後、2024年11月28日までに接続検討回答書および当該項目を記入した電源等情報登録様式を提出してください。なお、提出にあたっては業務マニュアル『3.1.4電源等情報の登録再申込』を参照して再申込してください。

注2:提出が間に合わない場合、実需給年度前年(時期は、別途公表)までに、容量市場システムにて提出してください。

2.2 電源等情報の登録⑥ 提出書類一覧(変動電源2/2)

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

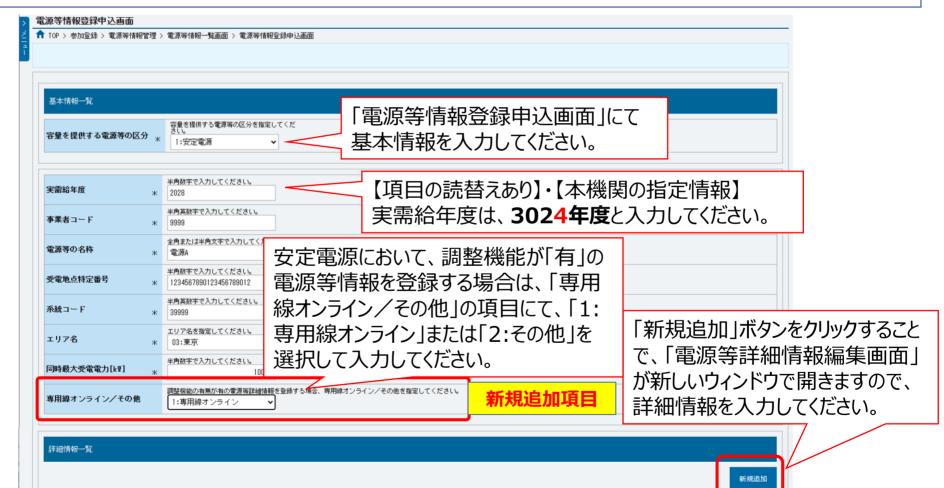
#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
9	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業 実施体制図	規定様式なし	応札事業者と発電設備の所有者が 異なる電源	_
10	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類例) ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー	規定様式なし		方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなされません。事業計画書提出時に添付できない場合、約定結果公表後 5ヶ月以内に提出してください。
11	補助金の受領及びその額を証する書類	規定様式なし	電源等情報の登録の時点で価格差に着目した支援制度および 拠点整備支援制度の制度適用 が決まっている電源	注2
12	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する 書類(様式自由)	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイ	_
13	金融機関の関心表明書又はコミットメントレター (様式自由)	規定様式なし		資金調達計画の証左であることを満たす内容であれば 様式は問いません
14	以下の内容を記載した事業者名義の誓約書(様式自由) ・事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること ・外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続がわかる書類	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外 による調達を利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	_

注2:提出が間に合わない場合、実需給年度前年(時期は、別途公表)までに、容量市場システムにて提出してください。

2.2 電源等情報の登録⑦ 容量市場システム画面への情報登録方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

- 電源等情報登録様式(D1)、蓄電池に係る事業計画、証憑書類のアップロードとは別に、容量市場システムの画面 上にも必要情報を入力してください。
- 「電源等情報登録申込画面」の基本情報と詳細情報それぞれについて、次頁で説明する情報を入力してください。





2.2 電源等情報の登録® 容量市場システム画面に登録する情報一覧(1/3)

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

■ 電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(基本情報 安定電源・変動電源共通)

	台里 川场	ン人アム上の人刀項日	(奉本情報 女正竜)	你" 发
No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点
1	容量を提供する電源等の区分	なし	事業者の実態情報	「安定電源」または「変動電源(単独)」を選択
2	実需給年度	あり	本機関の指定情報	一律で3024年度を入力
3	事業者コード	なし	本機関の指定情報	入力不要(ログインユーザの事業者コードが自動設定されます)
4	電源等の名称	なし	事業者の実態情報	参加登録対象の電源を一意に特定できるような名称を入力
5	受電地点特定番号	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は一律で 「999999999999999999999(22桁)」を入力
6	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY(Yを計5個)」を入力
7	エリア名	なし	事業者の実態情報	系統コードの上1桁(下記参照)をもとに選択 系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアを選択 るエリアを選択 参考:系統コードの上1桁 1.北海道 2.東北 3.東京 4.中部 5.北陸 6.関西 7.中国 8.四国 9.九州
8	同時最大受電電力 [kW]	あり	事業者の実態情報	取得可能な場合は実際の電力量[kW]を、そうでない場合は一律で「100000kW」と入力
9	専用線オンライン/その他 ^{※1}	なし	事業者の実態情報	調整機能が有の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。

2.2 電源等情報の登録® 容量市場システム画面に登録する情報一覧(2/3)

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

■ 安定電源の場合、電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(詳細情報 安定電源)

	台里中物ノハノム上の八万項白(叶岬頂和 女足电泳)						
No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点			
1	号機単位の名称	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力			
2	号機単位の所有者	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力			
3	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合 一律で「YYYYY(Yを計5個)」を入力			
4	電源種別の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「99:その他」を選択			
5	発電方式の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「999:その他」を選択			
6	設備容量[kW]	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と同一の容量を入力			
7	運開年月	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)の供給力提供開始時期と同じ情報を入力			
8	調整機能の有無	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 調整機能「有」の場合、余力活用に関する契約を締結したこと がわかる書類(契約書の写し等)は、対象実需給年度前年 (時期は、別途公表)までに、容量市場システムにて提出して ください。			
9	発電用の自家用電気工作物(余剰)の 該当有無	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力			
10	FIT認定ID	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力			
11	特定契約の終了年月	なし	本機関の指定情報	入力不要 ※FIT/FIP認定IDを登録する場合は入力			
12	相対契約上の計画変更締切時間	なし	本機関の指定情報	入力不要			
13	発電BGコード	なし	本機関の指定情報	入力不要			
14	需要BGコード・計画提出者コード	なし	本機関の指定情報	入力不要			
14	電源の起動時間	なし	本機関の指定情報	入力不要			

2.2 電源等情報の登録® 容量市場システム画面に登録する情報一覧(3/3)

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

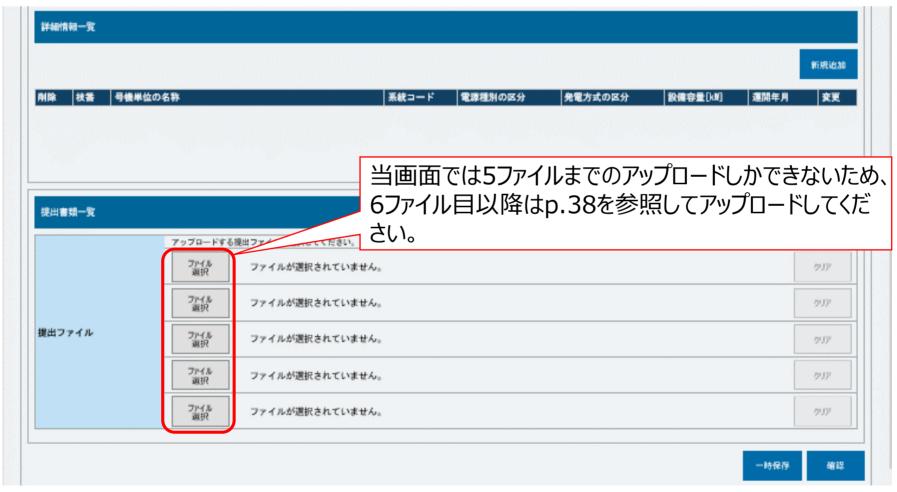
■ 変動電源の場合、電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(詳細情報 変動電源)

No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点
1	号機単位の名称	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力
2	号機単位の所有者	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力
3	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY(Yを計5個)」を入力
4	電源種別の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「99:その他」を選択
5	発電方式の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「999:その他」を選択
6	設備容量[kW]	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と同一の容量を入力
7	運開年月	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)の供給力提供開始時期と同じ情報を 入力
8	FIT認定ID	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力
9	特定契約の終了年月	なし	本機関の指定情報	入力不要 ※FIT/FIP認定IDを登録する場合は入力
10	発電BGコード	なし	事業者の実態情報	入力不要

2.2 電源等情報の登録⑨ 本機関が指定する様式のアップロード方法

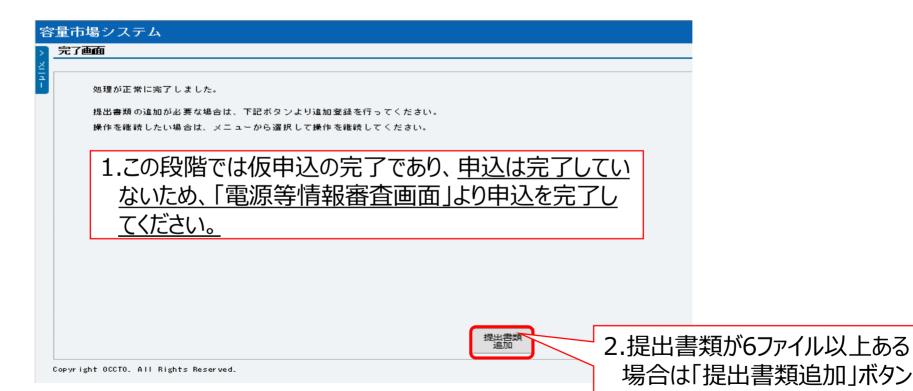
- 電源等情報登録様式(D1)等の様式は、「電源等情報登録申込画面」の「提出書類一覧」にて対象となるファイル を選択する形でアップロードしてください。
- 6ファイル以上のアップロードが必要となる場合は、p.38を参照してください。



からアップロードしてください。

2.2 電源等情報の登録⑩ ファイルの追加アップロード方法

- 本機関が指定する様式のアップロード、および容量市場システムの画面上への情報登録を完了させると、電源等情報の仮申込が完了となります。
- この段階では仮申込のため、「電源等情報審査画面」より申込を完了してください。
- 様式を6ファイル以上アップロードする場合は、仮申込完了後の画面にて「提出書類追加」ボタンからアップロードして ください。





39

2.2 電源等情報の登録⑪ 仮申込となっている電源等情報の申込完了方法

■「電源等情報審査画面」にて仮申込のステータスとなっている電源等情報を検索の上、申込を完了させてください。

容量市場システム			ログイン日時:2020/01/27 10:05 ユーザ名:7A02_登録作業者_説明会	☆用① ログアウト
電源等情報審查画面				
↑ TOP > 審査 > 電源等情報審査管理	> 電源等情報審査画面			
	半角数字で入力してください。			
受電地点特定番号				
申込日	yyyy/mm/dd形式で入力してください。 IIII ~			
審査状況			仮申込となっている電源等情	7
審査結果	審査結果を絞り込みたい場合は、チェックしてく □ 一時保存 □ 仮申込 □ 申込済 □ 審査中		報を検索し、申込みを完了し	
チェックを入れ、画	面下の「申込完了」をク	リック	てください。	検索
審査申込状況一覧(安定電源)				
1 - 1件 (全 1件)			最後〉〉	
■選択 申込ID + 電源等識別	番号 + 実需給年度 + 事業者コード +		◆ 電源等の名称	◆ 受電
00000200	2024 7A02	事業者BBBB	安定電源A	22222
1 - 1件(全1件)		<<最初 <前へ 1 次へ>	最後〉〉)
			申込完	了CSV出力

H列: 広域使用欄

備考(不合格理由等)

2.2 電源等情報の登録② 電源等情報の審査結果の確認方法

対象業務「3.1.2 電源等情報の登録通知書の受領(合格)」 「3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認(不合格)」

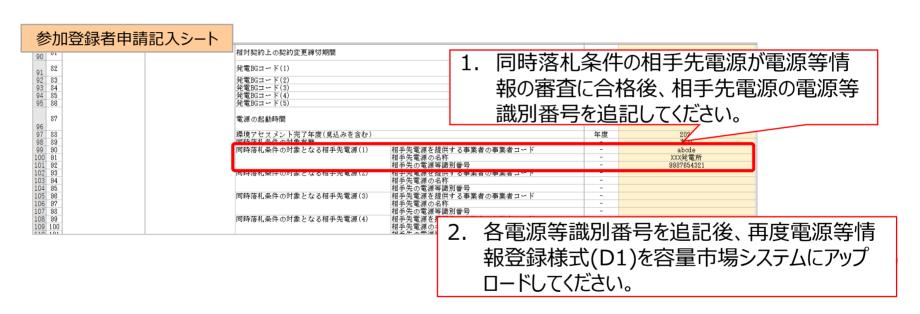
- 電源等情報の審査結果は、合格、条件付き合格、不合格の3種類に分かれます。
 - ▶ 合格:必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たし、かつ証憑類の漏れや不備がない。
 - ▶ 条件付き合格:必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たすが、一部証憑類が合理的な理由により未提出である(追って証憑提出が必要となります。その際は、マニュアル3.2電源等情報の変更を参照ください)。
 - ▶ 不合格:必要な情報が正しく登録されていない、または登録された情報が本オークションの参加要件を満たさない、あるいは必要な証憑類が未提出である(電源等情報を修正して再登録が必要となります)。
- 電源等情報の審査結果は、本機関が審査結果を付記して容量市場システムにアップロードする「電源等情報登録 様式(D1)」にて確認してください。
- 電源等情報全体の審査結果と別に項目単位の審査結果も記入しますので、不備の内容等を確認してください。
- 1.電源等情報全体の審査結果は、本機関がアップロードする電源等情報 登録様式(D1)上部の欄を確認してください。
- 2.電源等情報における項目単位の審査結果(合格、仮合格、不合格)を各行に記載しているので、不備の内容等を確認してください。
- 3.電源等情報登録時に「接続検討回答書」およびそれに類する書類をご提出頂けない場合は、応札に参加頂けませんのでご注意ください。※
 - ※水力電源・蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで提出を受け付けます。この場合、電源等情報の登録受付期間においては、当該項目を空欄で提出してください。本機関の審査期間中に不合格通知を電子メールで送付しますので、業務マニュアルを参照して2024年11月28日までに接続検討回答書に関する情報を記入した電源等情報登録様式を提出してください。



2.2 電源等情報の登録③ 同時落札条件付き電源の追加対応

対象業務「3.1.2 電源等情報の登録通知書の受領(合格)」

■ 同時落札条件付き電源の場合、電源等情報の審査合格後に採番された同時落札条件の相手先電源の電源等 識別番号を「電源等情報登録様式(D1)」の所定の箇所に追記し、再度容量市場システムにアップロードしてくださ い(約定処理に必要となるためです)。



※なお、自電源の電源等識別番号は、審査合格後に本機関が入力するため、入力不要です

本節では、期待容量の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。 (期待容量の変更業務は、 登録業務と手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

本業務マニュアル

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等

本資料2.3の

説明対象

本資料では説明割愛

ださい)

1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

第2章 事業者情報

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

第3章 電源等情報

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

第4章 期待容量

- 4.1 期待容量の登録手続き
- 4.2 期待容量の変更手続き

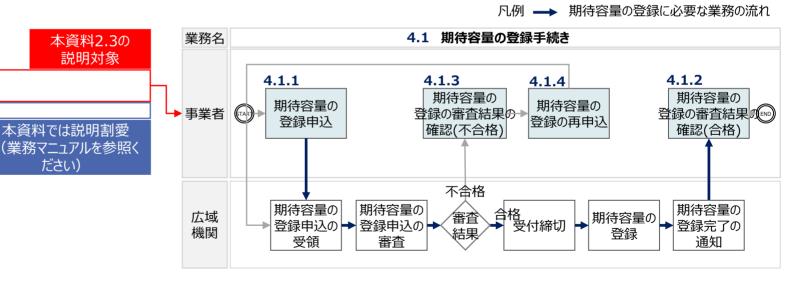
第5章 応札

- 5.1 応札準備
- 5.2 電源毎の応札

第6章 容量確保契約

6.1 容量確保契約書の締結

Appendix

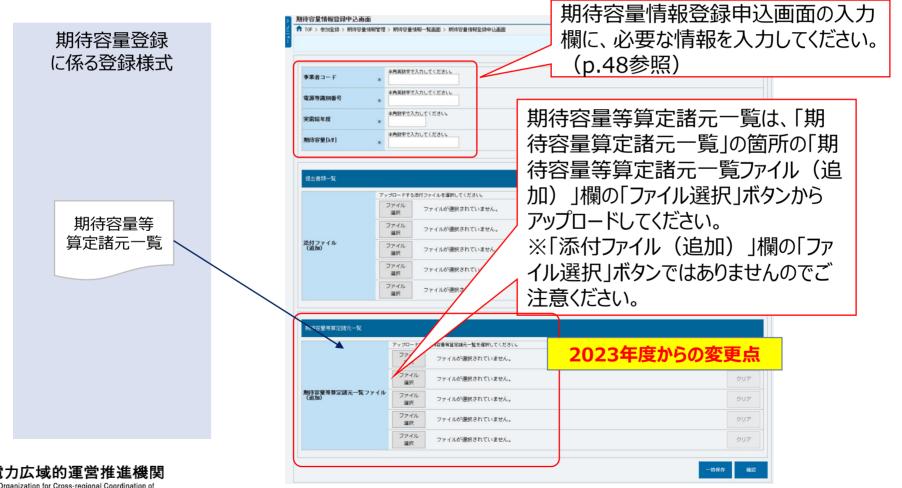


2.3 期待容量の登録② 期待容量の登録方法に係る留意点

対象業務

「4.1.1 期待容量の登録手続き」

- 本オークションの期待容量の登録では、本機関が指定する期待容量情報に係る期待容量等算定諸元一覧を容量 市場システムにアップロードする形で情報を登録してください。
- 上記に加えて、容量市場システム上にも必要な情報を別途入力してください(容量市場システム上の処理を進める ための対応となります)。





Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

2.3 期待容量の登録③ 発電方式に応じた期待容量等算定諸元一覧のファイル指定

対象業務

「4.1.1 期待容量の登録手続き」

期待容量等算定諸元一覧には発電方式に応じた3種類のファイルがありますので、適切なファイルを使用して期待容量を算定してください。

【応札年度2024年度向け参加登録時の提出資料(当機関指定様式)】

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2024_long.html

◆安定電源

■ 発電方式が**蓄電池・揚水以外**の場合

<u>「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2024年度)**安定電源(蓄電池・揚水以外)**」</u>を使用します。

発電方式が蓄電池・揚水の場合

<u>「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2024年度)安定電源(蓄電池・揚水)</u>」を使用します。

◆変動電源

■ 発電方式が変動電源の場合

「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2024年度)変動電源」を使用します。

- 期待容量等算定諸元一覧を本機関ホームページからダウンロードし、「各月の供給力の最大値」等の入力項目を入力すると、期待容量が算出されます。
- 上記の期待容量を容量市場システムに登録してください。





※上記はイメージとして安定電源(揚水・蓄電池以外)を掲載。

2.3 期待容量の登録⑤ 期待容量等算定諸元一覧への入力方法

対象業務

「4.1.1 期待容量の登録手続き」

■ 期待容量等算定諸元一覧への入力方法等については、併せて公表している「(参考資料)期待容量等算定諸元 一覧作成についての補足説明(応札年度:2024年度)」を参照してください。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2024_long.html

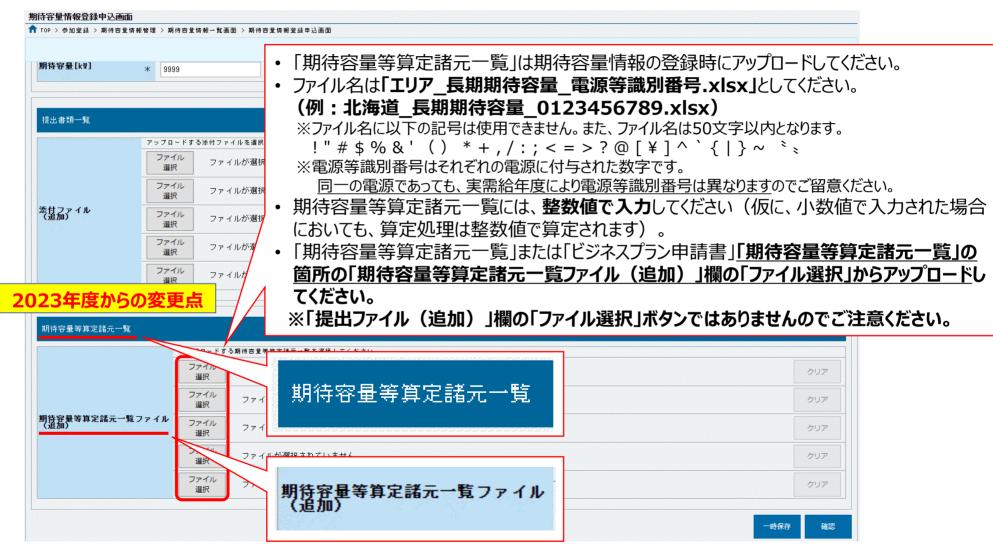


2.3 期待容量の登録⑥ 期待容量等算定諸元一覧のアップロード

対象業務

「4.1.1 期待容量の登録手続き」

■ 期待容量算定に使用した期待容量等算定諸元一覧は、容量市場システムにアップロードしてください。

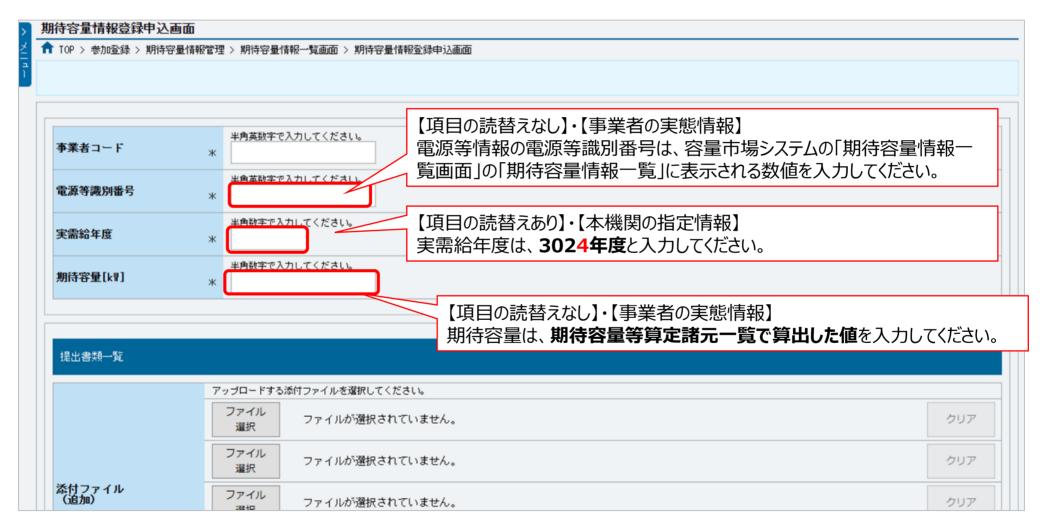


2.3 期待容量の登録⑦ 期待容量における代替情報の登録方法

対象業務

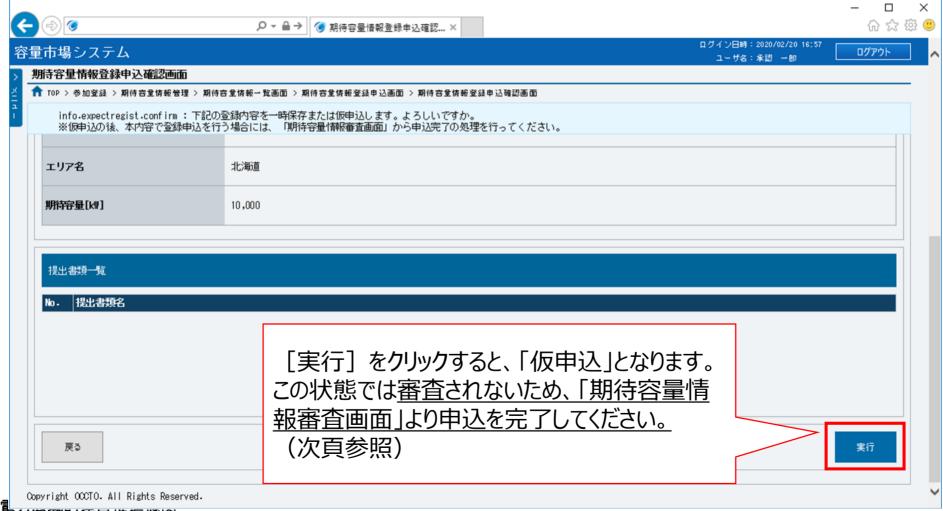
「4.1.1 期待容量の登録手続き」

期待容量情報登録申込画面に、以下の必要項目を登録してください。



49

- 期待容量の登録申込の際、「実行」ボタンを押下すると、「仮申込」のステータスとなります。
- このステータスでは審査されませんので、必ず「申込完了」の手続きを実施してください。

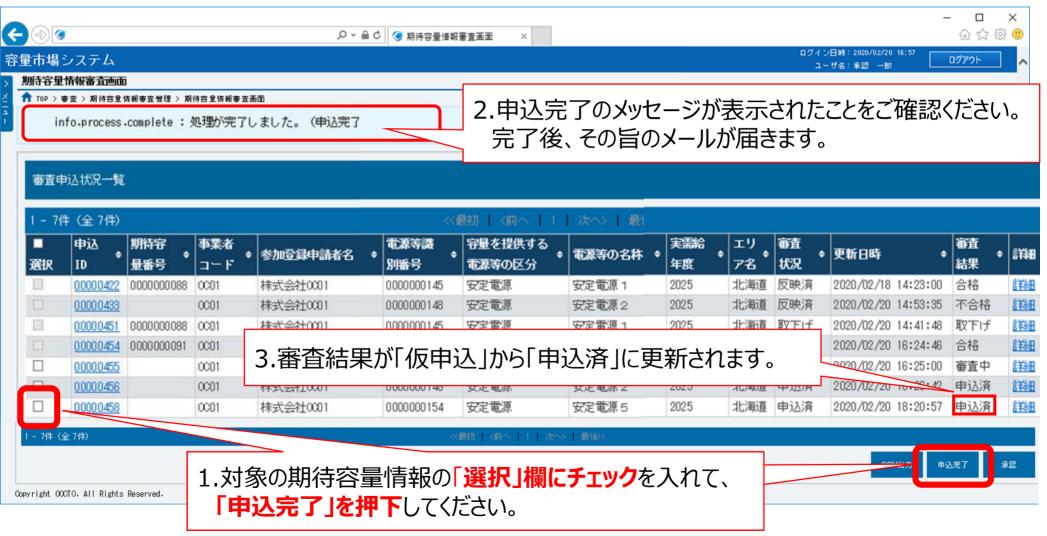




Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

50

■「仮申込」のステータスの情報は、期待容量審査画面にて「申込完了」の手続きが必要です。





電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

2.3 期待容量の登録⑩ 期待容量登録の審査後の手続きに係る留意点

[4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認(不合格)

- 期待容量の登録申込期日までに申込があった電源が審査対象となります。期日までに申込されていない場合は応 札ができませんのでご注意ください。
- 審査においては、提出書類および入力情報に不備がないか確認します。
- 不備が判明した場合(不合格の場合)は、その都度通知します。
- 不合格となった場合、申込期日以降も再申込を受付けます。 (連絡が取れない等、本機関が不備解消の見込みがないと判断した場合を除く)
- 合格の場合は、期待容量の登録受付期間終了後に通知します。
- 一度合格となった期待容量については、約定結果が公表されるまで変更はできません。 (合理的な理由があると本機関が認めた場合を除く。)

参加登録・審査期間	概要
2024年10月15日(火)~ 2024年10月18日(金)	事業者情報の登録受付期間
2024年10月15日(火)~ 2024年10月23日(水)	事業者情報の審査期間
2024年10月21日(月)~ 2024年10月25日(金)	電源等情報の登録受付期間
2024年10月28日(月)~ 2024年12月03日(火)	電源等情報の審査期間
2024年12月04日(水)~ 2024年12月10日(火)	期待容量の登録受付期間
2024年12月11日(水)~ 2024年12月27日(金)	期待容量の審査期間

各段階で、 設定された期日 を守るようにして ください。



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAO



3.1 応札の手続応札業務の流れ

■ 本節では、応札情報の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。 (監視完了連絡、落札結果の受領は事業者側で対応する業務が存在しないことに鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

本業務マニュアル

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等

本資料3の

説明対象

1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

第2章 事業者情報

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

第3章 電源等情報

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

第4章 期待容量

- 4.1 期待容量の登録手続き
- 4.2 期待容量の変更手続き

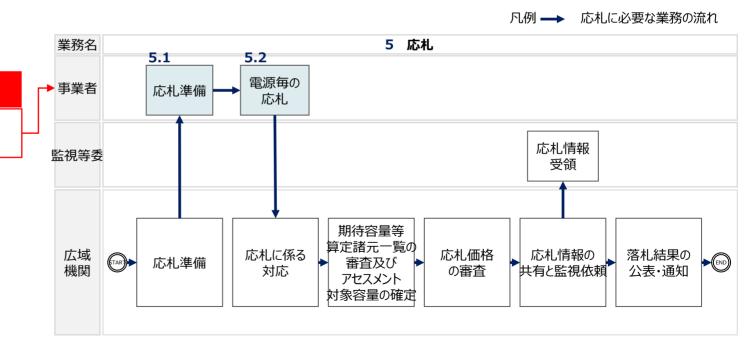
第5章 応札

- 5.1 応札準備
- 5.2 電源毎の応札

第6章 容量確保契約

6.1 容量確保契約書の締結

Appendix





電力広域的運営推進機関

3.2 応札の手順① 応札に係るスケジュール

- 応札に係るスケジュールは以下の通りです。
- 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書は、応札受付開始期間の前営業日(2025年1月17日)までに 通知いたします。
- 応札情報(価格・容量)は応札の受付期間(2025年1月20日~1月27日)に登録してください。
- 応札に用いた期待容量等算定諸元一覧は応札容量を記入し、応札受付期間終了後(2025年1月28日~2月4日)に登録してください。※期待容量登録時と同一の内容でも、上記期間に再度登録してください。応札には、応札用のファイル名称に更新された期待容量等算定諸元一覧が必要です

期間	概要	
2025年01月17日(金)	長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の通知	
2025年01月20日(月)	応札 受付開始	
2025年01月27日(月)	応札 受付終了	
2025年01月28日(火)	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出 受付開始	
2025年02月04日(火)	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出 受付終了	



- 期待容量の算定に用いた期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムからダウンロードし、「提供する各月の供 給力」を入力すると、応札容量が算出されます。この応札容量を容量市場システムに登録してください。
- また、希望する制度適用期間を20年以上の整数値で入力してください。

追加入力箇所(応札容量登録時) エラー時 入力箇所(期待容量登録時)

2024年度 応札用

期待容量等算定諸元一覧(対象応札年度:2024年度)

【新設・リプレース等】: 火力(LNG専焼・水素10%以上混焼、水素専焼)、水力(貯水式・調整式)、原子力、既設の原子力電源の安全対策投 資、地熱、バイオマス(専焼) 【既設火力の改修】: 水素10%以上の混焼にするための改修,アンモニア20%以上の混焼にするための改修,既設火力の化石 kW 部分の全てをバイオ マス化するための改修

単位 項目 事業者入力 電源等識別番号 000000000 容量を提供する 安定電源 電源等の区分 新設/リプレース等/既設火力の改修 新設 電源種別 地熱 エリア名 東北 本オークションに参加可能な 500,001 kW 設備容量(送電端) 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 各月の供給力の最大値 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 kW 期待容量 500,000 kW. 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月 提供する各月の供給力 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000 kW 応札容量 500,000 kW 年間 (記載要領) ※上記様式は例として安定電源(揚水・蓄電池以外)を掲載。

期待容量の 登録時に入力済 (変更不可)

この欄に入力

(1kW単位の整数値)

※各月の供給力の最大値を上限に、任意 の値を入力してください。

なお、この値がアセスメント対象容量になりま す。

応札容量として容量市場システム に登録(提供する各月の供給力への入 力で、自動計算されます)

この欄に入力

(1年単位の整数値)

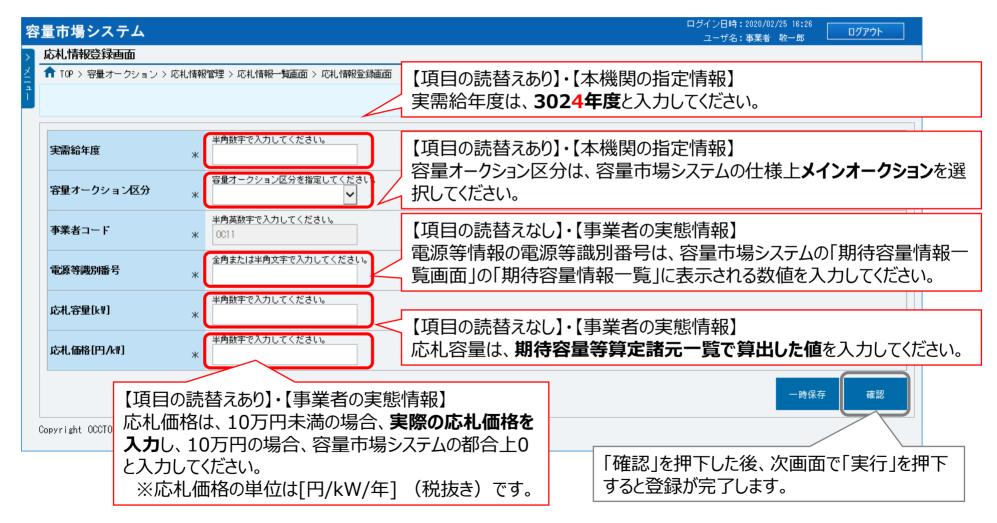
※20年以上の整数値を入力してください

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

оссто

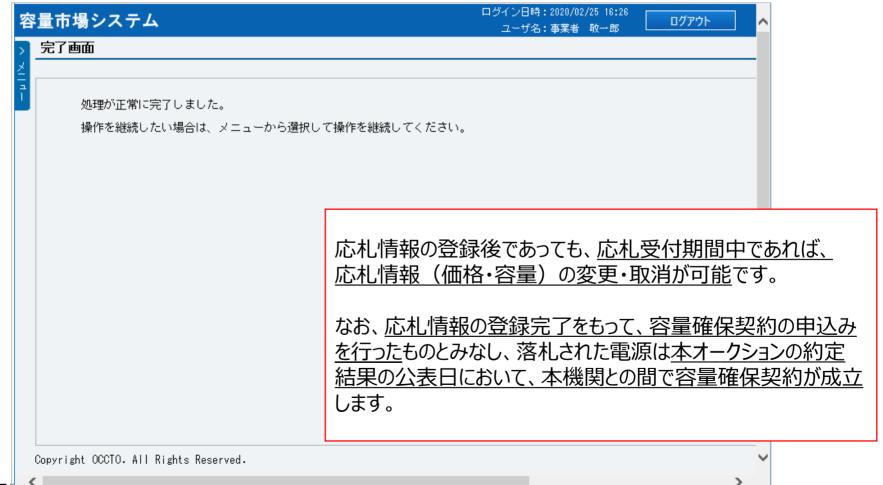
対象電源種

■ 応札情報登録画面に、必要項目を登録してください。



3.2 応札の手順④ 応札情報の登録完了の確認

- 下記画面が表示されたら応札情報の登録完了となります。
- 応札情報の登録期間終了後には、期待容量等算定諸元一覧を登録する必要がありますので、本資料p.58~p.61を参照してください。





3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録① 期待容量等算定諸元一覧提出時のファイル命名規則

- 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧は、容量市場システムの「期待容量情報管理」にて登録します。(応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧受付期間:2025年1月28日~2月4日)
- 本業務マニュアルをご確認の上、確実にファイルを登録してください。
- 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧を削除しないでください。
- 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出時に、期待容量を変更することは認められません。
- 期待容量登録時に、応札容量が記載された期待容量等算定諸元一覧を提出している場合も、再度提出して ください。
- 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧のファイルと区別できるよう、応札容量の算定に用いた期待容量等算定諸元一覧のファイル名は、必ず、「エリア 長期応札容量 電源等識別番号.xlsx」としてください。

例)東京_長期応札容量_0123456789.xlsx

エリア

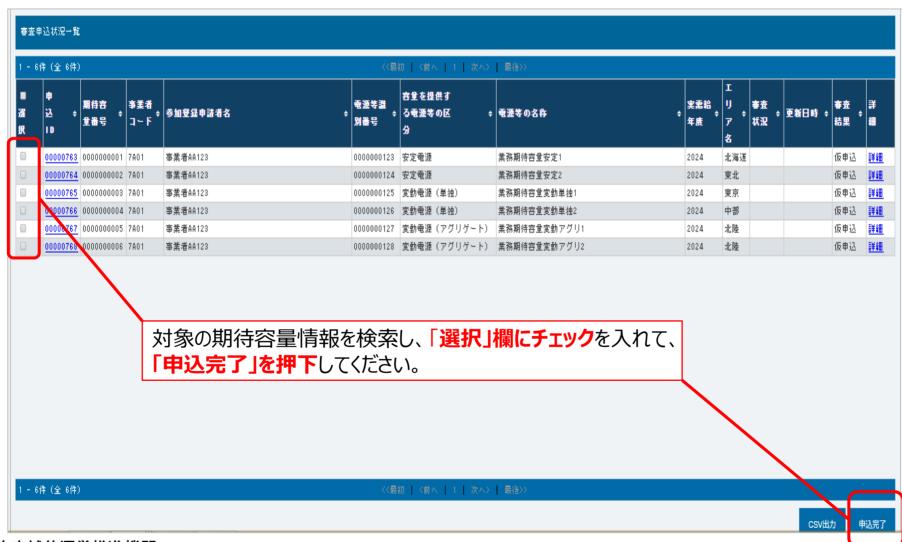
電源等識別番号

- ✓ 数字で記載するのは電源等識別番号のみです。
- ✓ 「長期応札容量 Iの箇所に「○○○○kW I等の記載をしないでください。



3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録② 期待容量等算定諸元一覧の申込完了手順

■ 運用リスク分等を差し引くことを追記するのはどうでしょうか





3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録③ 期待容量等算定諸元一覧の登録に係る注意事項(1/2)

以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際はご 注意ください。

期待容量等算定諸元一覧登録におけるよくある間違い

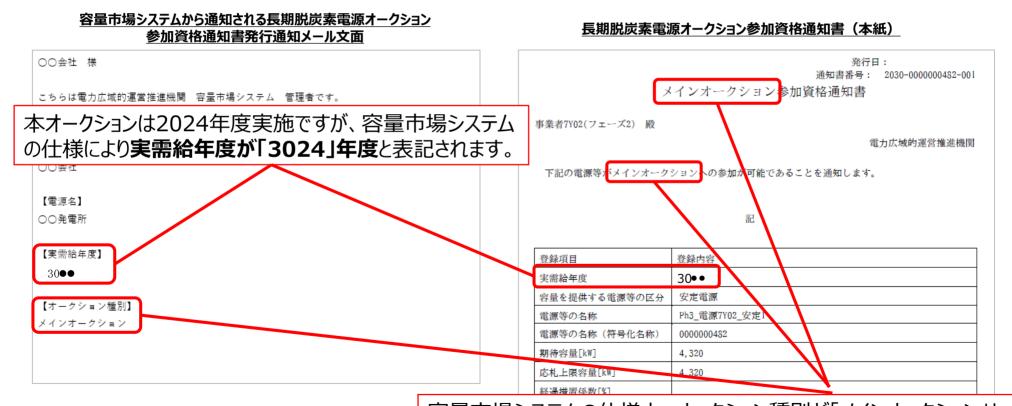
- ① 以前登録していた期待容量等算定諸元一覧を削除してしまう。
 - →期待容量等算定諸元一覧は、以前に登録していただいたものも、応札業務の中で参考にすることが ございます。そのため、間違って登録してしまった場合を除いて、一度登録した期待容量等算定諸元一 覧は削除しないでください。
- ② 最新の期待容量等算定諸元一覧で、期待容量登録時に提出したものを更新してしまう。 →期待容量登録で登録いただいた期待容量等算定諸元一覧を更新してしまうと、正しく期待容量と 応札容量の審査ができないため、応札容量の登録においては、更新ではなく新しいファイルとして登録 してください。
- ③ 期待容量登録時から、期待容量を変更して登録してしまう。
 - →<u>期待容量は、定められた期日を過ぎると変更できません。</u>変更いただいても応札できないだけでなく、 審査や再提出に時間がかかるためお気を付けください。

- 以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際はご 注意ください。
- ④ 期待容量登録時に入力したセルの値を変更してしまう。→期待容量登録時に入力するセルと、応札にて入力するセルは異なります。業務マニュアルを参考に、入力項目を間違えないようにご注意ください。
- ⑤ ファイル名を指定のもの以外で提出してしまう。 →ファイル名はかならず『エリア名 長期応札容量 電源等識別番号.xlsx』の形式としてください。 以下のようなものは認められません。
 - 『東京火力1号』等のように、発電事業者、容量提供事業者において使用している電源等の 固有名称では登録できません。
 - 『03_長期応札容量_0123456789.xlsx』等のように、エリア名は数字ではなく、必ず日本語で入力してください。ファイル名において数字が認められているのは電源等識別番号だけです。
 - 『東京_10,000kW_0123456789.xlsx』といったように、ファイル名に応札容量を記載しないでください。ファイル名の「長期応札容量」は文字のまま記載してください。

3.4 応札における留意点① 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書受領の留意点

対象業務[5.1 応札準備]

- 本オークションは2024年度実施ですが、容量市場システムの仕様により実需給年度に「3024」年度と表記されます。
- 同じく、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行通知メールおよび通知書(本紙)のオークション種別が「メインオークション」と表記されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。



容量市場システムの仕様上、オークション種別が「メインオークション」と記載されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。

■「長期脱炭素電源オークションの監視について(応札年度:2024年度)」 (2024年9月20日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成)より引用

応札価格の監視について

- 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。) において、応札後に監視を行います。
- 応札を予定している事業者は、当委員会HPから応札フォーマット(Excel様式)を ダウンロードし、同フォーマットに必要事項を記入して当委員会に提出する準備を行ってください。
- なお、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、**監視対象** は、落札候補となる応札案件全件*の応札価格となります。
- 応札の受付期間終了後、当委員会より連絡を受けた落札候補電源の対象となった 事業者は、記入した応札フォーマットを、速やかに当委員会に提出してください。
- ※ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取り下げに備え、必要に応じて監視対象の案件 を若干追加することがあります。

■「長期脱炭素電源オークションの監視について(応札年度:2024年度)」 (2024年9月20日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成)より引用

応札フォーマット(案)等について

- 当委員会が配布予定の**応札フォーマット(案)については、当委員会ホームページに** 掲載し、**意見募集(記載方法に関する質問を含む。)**を実施いたします。お寄せいた だいた御意見等を踏まえ、必要に応じて応札フォーマットを修正の上、**改めて当委員会** ホームページに掲載します(11月中目途)。
- また、当該ホームページに、<u>応札価格等に関するFAQも掲載(随時更新)</u>していますので、あわせてご覧ください。

<参考>意見募集概要(※詳細はホームページをご覧ください。)

- ◆当委員会ホームページ
 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/index.html
- ◆意見募集の期間 2024年9月20日(金)~2024年10月11日(金)
- ◆意見提出方法 当委員会ホームページをご確認ください。



■「長期脱炭素電源オークションの監視について(応札年度:2024年度)」 (2024年9月20日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成)より引用

応札価格の監視結果について

- 当委員会による応札価格の監視の結果、個別の費用項目について応札価格に含める ことが認められない金額が生じた場合には、事業者及び広域機関に対して、その旨を 通知(不合格通知)します。
- 上記の不合格通知を受けた事業者は、通知内容を反映した応札価格を再度算定し、 当委員会の確認を経た上で、その金額を応札価格とし、当委員会から通知があった日 から14日以内に、広域機関に応札価格の修正を申し出てください。
- ただし、一部の費用について応札価格に含めることが認められないことにより、<u>投資回収が困難と判断した場合</u>は、<u>当委員会から通知があった日から14日以内に、当委員会と広域機関に応札の取下げを申し出ることで、応札の取下げが可能</u>*です。
- 落札候補電源の全ての監視が終了した場合、事業者及び広域機関に対し、その監視終了について通知します。

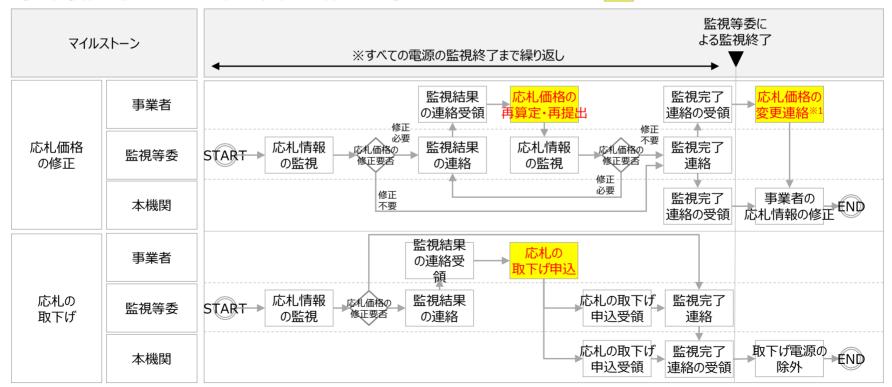
※応札の取下げによって追加的に監視が必要となった場合には、新たに落札候補となった案件について監視を行います。

3.4 応札における留意点⑤ 応札価格の修正および応札の取下げに係る手続き方法

- 応札価格の修正を行う場合、事業者は応札価格の再算定、電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委) への確認依頼、本機関への応札価格修正依頼および容量市場システム上での応札価格の修正登録完了までを、 監視等委の監視終了通知受領日から14日以内に完了してください。
- 応札価格の見直しにより投資回収が困難と判断し、応札の取下げを行う場合、本機関および監視等委への応札取 下げ依頼、および容量市場システム上での応札取下げ登録までを監視等委の監視終了通知受領日から14日以 内に完了してください。

【応札価格の修正および応札の取下げに係る手順】

: 監視等委からの連絡受領後14日以内に実施してください

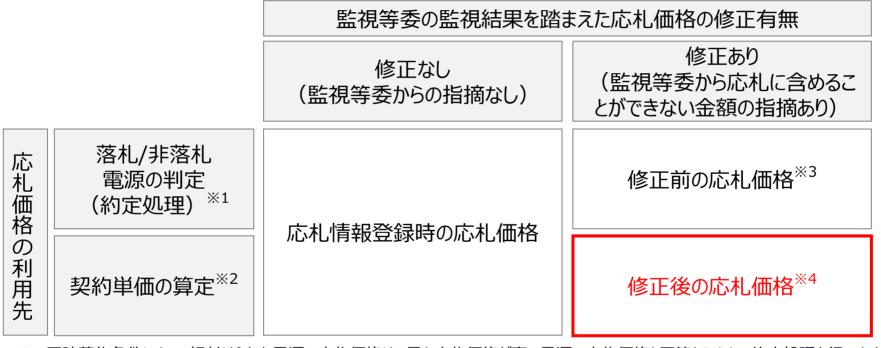




※1:応札価格に変更がある場合は、本機関(下記)にメールで連絡してください。 応札価格に変更がない場合は連絡不要です。

容量市場応札·契約管理窓口【長期】: youryou sys training1@occto.or.jp

■ 応札価格の監視結果を踏まえて応札価格を修正した場合、約定処理には修正前の応札情報登録時の応札価格を利用し、落札後の契約単価算定には修正後の応札価格を利用します。



- ※1:同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。
- ※2:応札価格は落札後の契約単価算定に用いる約定単価として利用します。
- ※3:応札受付期間終了時に容量市場システムに登録した応札価格になります。
- ※4:応札価格修正および応札取下げ可能期間に容量市場システムに再登録した応札価格になります。

目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



4.1 容量確保契約書の締結に係る手続 容量確保契約書締結の流れ

■ 本節では、容量確保契約書の締結業務について説明します。(容量確保契約の変更・取消業務は、登録業務と 手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

本業務マニュアル

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
- 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

第2章 事業者情報

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

凡例 → 容量確保契約書の締結に必要な業務の流れ

第3章 電源等情報

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

第4章 期待容量

- 4.1 期待容量の登録手続き
- 4.2 期待容量の変更手続き

第5章 応札

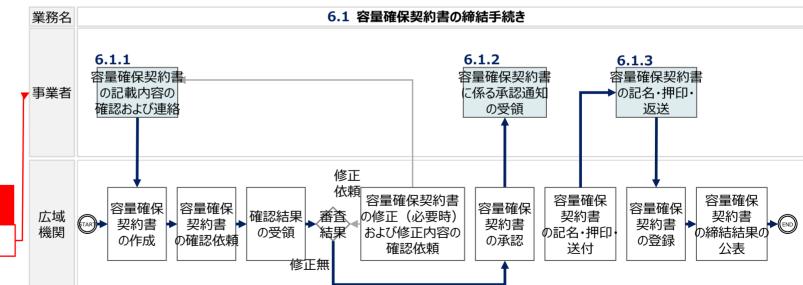
- 5.1 応札準備
- 5.2 電源毎の応札

本資料4.1の 説明対象

第6章 容量確保契約

6.1 容量確保契約書の締結

Appendix





4.2 容量確保契約書の記載内容の確認 容量確保契約書の確認ポイント (1/2)

対象業務

「6.1.1 容量確保契約書の記載内容の確認および連絡」

- 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。
 - ※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立します。
- 本オークションにて落札した電源を保有する事業者に対し、容量確保契約書の確認依頼をお送りします。具体的には、本機関で作成した容量確保契約書(本紙)と、詳細情報として保有する落札電源毎の容量確保契約書(別紙)を登録されたメールアドレスに送付しますので、本機関がメールにて指定する方法で本紙と別紙それぞれの記載内容に問題がないか確認してください。
- 容量確保契約書の本紙と別紙の記載内容に問題がなければ、本機関からお送りした容量確保契約書の確認依頼 メールに対して「修正無し」と記載して返送してください。
- 容量確保契約書を確認した結果、修正が必要または不明点があれば、その修正内容または不明点について、 本機関からお送りした容量確保契約書の確認依頼に対して返送してください。

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書。

下記の容量提供事業者(以下「甲」という。)と電力広域的運営推進機関(以下「乙」という。)は、長期脱炭素電源オークション募集要綱(応札年度 20●年度)及び長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款(以下「約款」という。)に基づき、次の通り容量確保契約(以下「本契約」という。)を締結する。↔

なお、本契約に定めのない事項については、約款によるものとする。↩

	4	/
	容量提供事業者↩	あいうえおあいうえおあいうえおあいうえお
1,	電源等識別番号↩	あいうえおあいうえおあいうえおあいうえおあいうえお⊖ 888888888
Ī	容量確保契約容量↩	容量市場システムに記載の通り⇔
ī	容量確保契約金額↩	容量市場システムに記載の計算式を用いて毎年算出↩
i	応札年度↩	20●● 年度↩
i	契約期間↩	約款に記載の通り⇔
į	電源の内訳↩	容量市場システムに登録されている別紙のとおり↔
_		

- 1.容量確保契約書(本紙)は事業者ごとに作成されるため、事業者名の誤りがないか確認してください。
- 2.詳細は容量確保契約書(別紙)に記載されております。



4.2 容量確保契約書の記載内容の確認 容量確保契約書の確認ポイント(2/2)

対象業務

突量確保 切約全額の質定式

[6.1.1 容量確保契約書の記載内容の確認および連絡]

<容量確保契約書(別紙)イメージ>

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書(別紙)

1.容量確保契約書(別紙)は落札された電源毎に作成されます。

「業者が応札し、落札した全ての電源の別紙を確認してください。

契約種別区分	
対象AX区分	長期脱炭素電源オーフンコ
対象AX年度	20●●年度
契約番号	77777777
制度適用開始年度	20●●年度
制度適用終了年度	20●●年度
制度適用年数	21年
供給力提供開始時期	20●●年度
供給力提供開始期限	20●●年度
事業者コード	A001
参加登録申請者名	XXXXXXXXX
確認ステータス	広域未確認
約電源等情報	
電源等識別番号	888888888
電源等の名称	NNNNNNNN
符号化名称	999999999
容量を提供する電源等の区分	安定
発電方式	原子力
新設/リプレース/既設火力の改修の区分	新設
(地熱のリプレースのみ)設備様式	
エリア名	北海道
送電端設備容量	1,000,000kW

約定情報		
約定総額	[円/年]	100,000,000,000円/年
	①契約単価[円/kW/年] ^{*1}	100,000円/kW/年
	約定単価からの減額要素(①'+①'')	-
	①'応札価格に含めた見積もり額を下回った分 の系統接続費*2	-
	①"応札価格に含めた水素・アンモニアに係るサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの*2	-
	②容量確保契約容量[kW]	1,000,000kW
物価補正		
③物価補	正値[%] ^{*3}	-
地哈姆/年度	CC)	
· · ·	亜表等に其づく地除類「円/午1 ^{*4}	-
控除額(年度ペナルティ	要素等に基び、控除額[円/年]*4 ③調整不調電源のペナルティ要素に基び、控除額[円/年]	-

3.本機関からの支払金額に係る詳細はすべて 別紙に記載されています。

- *2:契約締結後、値の決定時に入力され、減額または控除を行う。
- *3:応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正(実需給年度前年の消費者物価指数(コア CPI) を応札年度前年の消費者物価指数 (コアCPI) で除した値を乗算) した単価。価変動分は制度適用契約 期間の年度ごとに毎年補正する。
- *4:契約締結後、課される各控除額について電力広域的運営推進機関から貴事業者への通知をもって容量確保契 約金額から減額するものとする

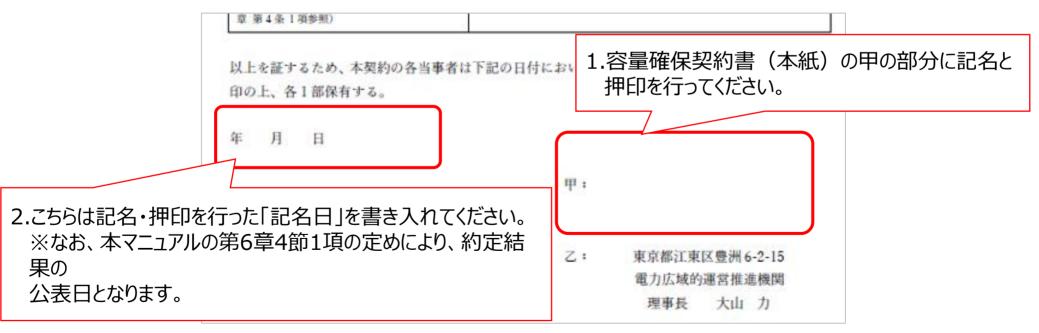


4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送事業者側での容量確保契約書の取り扱い

対象業務

「6.1.3 容量確保契約書の記名・押印・返送」

- 事業者にて容量確保契約書内容の確認が取れた場合、本機関で容量確保契約書(本紙)を印刷し、記名・押印のうえ、登録された事業者住所に対して2部郵送します。
- 事業者は受領した容量確保契約書(本紙)に対して、記名・押印を行い、1部を事業者にて保管、1部を本機関に返送してください。
- 返送する住所・宛名は以下を参考にしてください。
 - 住所:〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階
 - 宛名:電力広域的運営推進機関 需給計画部



※記名・押印後は1部を事業者にて適切に保管し、1部を本機関に返送してください。



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



- 本オークションに関するお問い合わせ連絡先は下記ページをご確認ください。 【容量市場に関するお問い合わせ連絡先】
 - https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html
- 参加登録以外に関するお問い合わせの留意点は以下を参考にしてください。
 - 問い合わせ内容はメール本文に記載
 - 「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号 |をメール本文に明記





5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先 <補足>登録申請における留意点

■ 容量市場システムの過去のお問い合わせ等に関連して、以下の点についてもご留意ください。

項目	留意点
事業者コードの入力	間違った事業者コードによる事業者情報の登録申込については、審査で不合格となります。
口座番号の入力方法	 □ 口座番号が7桁よりも少ない場合は、先頭に「0」を入れて、7桁で入力してください。 ● 金融機関がゆうちょ銀行で口座番号が8桁の場合は、以下のゆうちょ銀行のサイトを参照の上、7桁で入力してください。 記号・番号から振込用の店名・預金種目・口座番号への変換の公式 – ゆうちょ銀行 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj sk kz furikomi ksk.html#five-digits
クライアント証明書誤入力	クライアント証明書の情報に誤りがあるとログイン時にエラーとなります。
受電地点特定番号	受電地点特定番号は22桁になります。提出書類で、「先頭の0が記載されていない」「一部が0に置き換わっている」等が無く、正しく記載されていることをご確認ください。
クライアント証明書の有効期限	クライアント証明書の有効期限切れが生じた場合は、容量オークションに応札できなくなりますので、有効期限が切れる前に容量市場システムにログインのうえ、事業者情報の変更から新しいクライアント証明書の内容を登録してください。
仮パスワードでのログイン(パス ワード変更)	事業者情報が登録されると、容量市場システムへのログイン情報(管理者ユーザのユーザIDと仮パスワード)がメールにて送付され、 <u>初回ログイン時にパスワードの変更が必要</u> になります。 仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知日の翌々日まで(通知日を含めて3日間)となりますのでご注意ください。

5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧(1/5)

#	規定様式のない証憑		提出資料例
1	接続検討回答書または接続契約書の写し※		 ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書(有効期限は問いません) ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書(この場合は接続検討回答書の発行日は問いません) ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類※ただし、水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に接続検討回答書の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで提出を受け付けます
2	自家消費、自己託送、特定供給、および特定送配電事業 者に供出する設備容量の証憑書類		当該契約の契約書の写し
3		応札事業者と発電設備の所有者の 関係を証する事業実施体制図	後述サンプル参照(p.81)
4	事業計画書	環境影響評価方法書に関する手続 を開始したことを証する書類	以下のように、手続開始を証する書類 ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー

5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧(2/5)

#	規定様式のない証憑		見定様式のない証憑	提出資料例
5	事業計画書		補助金の受領及びその額を証する書類	経産省から受領した価格差に着目した支援制度および拠点整備 支援制度に関する補助金の受領及びその額を証する書類の写し
6			電源の建設においてプロジェクトファ イナンスを利用する電源の事業者名 義の誓約書	後述サンプル参照(p.82)
7	資金調達計画		金融機関のプロジェクトファイナンス の融資実績を証する書類	後述サンプル参照(p.83)
8			金融機関の関心表明書又はコミットメントレター	金融機関から発行された関心表明書又はコミットメントレターの写
9	バイオマ ス発電	国内の森林に	燃料の安定調達を確認できる書類	燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契 約書又は覚書等、締結済みのものすべて
10	設備に 係る 燃料調 達計画	係る木 質バイオ マスを使 用する 電源	コオー/ Tオノノル(_H(_タンル年=ク゚/ト)+5人==イトロ	ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧(3/5)

#		規	見定様式のない証憑	提出資料例
11		輸入木	燃料の安定調達を確認できる書類	原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等 国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
12	バイオマ ス発電 設備に		「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき、以下のいずれかの方法で証明書を取得(1)森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法(2)森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法(3)個別企業等の独自の取組による証明方法
13	係る 燃料調		ライフサイクルGHGを確認できる書類	ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類
14	達計画	農産物 バイオマ ス燃料	燃料の安定調達を確認できる書類	原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書 又は二者間の覚書等 国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者の流通に係る事業 者間の売買契約書又は二者間の覚書等
15	- A M A を使用	持続可能性(合法性)が認証された ことを証する書類	-	
16		源	ライフサイクルGHGを確認できる書類	ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類



5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧(4/5)

#	規	見定様式のない証憑	提出資料例
17		添付資料1	蓄電池に係る事業計画に記載した蓄電システムの見積書
18		添付資料2	導入予定のリチウムイオン蓄電池について、セル、モジュール、電池 システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により 第三者認証を取得していることの証明書
19	蓄電池に係る事業	添付資料3	導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)
20	計画	添付資料4	電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等
21		添付資料5	NAS電池の場合、類焼に関する安全性能に対する第三者評価 通知書等
22		添付資料6	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間の事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料

5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧(5/5)

#	規	見定様式のない証憑	提出資料例
23		添付資料7	設置する土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・ 事業者の御理解を得ていることについて記載した資料(説明会の 議事録等を含む)
24		添付資料8	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑
25	蓄電池に係る事業 計画	添付資料9	当該認定を未取得の場合は、広域認定制度申請の手引き第2章 2.1(3)のとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確 認できる書類
26		添付資料10	廃棄物処理法上の広域認定を取得したことを確認できる書類
27		添付資料11	当該蓄電池の廃棄を委託する予定のメーカーが、本制度における 落札事業者から蓄電池システムについて廃棄処分の依頼があった 場合には、それを拒まないことについて誓約する書類
28		添付資料12	異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が 可能な体制の内容について記載した資料
29		添付資料13	蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品(セル、PCS)を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料

5.2 規定様式のない証憑 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図のサンプル

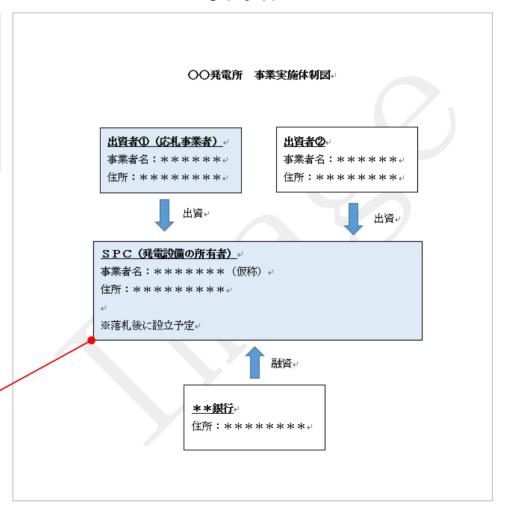
以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	発電設備所有者の事業者名	-
2	発電設備所有者の住所	-
3	応札事業者名	-
4	応札事業者の住所	-

応札事業者と発電設備の所有者の関係が わかるよう、図示(線や矢印で繋ぎ、関係 を記入する、枠線で囲む等)してください。

サンプル





5.2 規定様式のない証憑 事業者名義の誓約書のサンプル

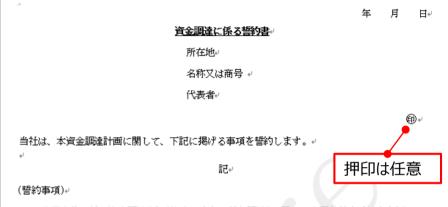
■ 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	誓約事項	 ・以下の2点を誓約事項として記載してください。 ▶ 事業実施を自己資金で行うために必要な社内手続を経ていること ▶ 外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、記載事項の通り手続きを進めること
2	自己資本による調達予定額	-
3	出資者の名称および出資比率	-
4	資金調達方法	-
(5)	調達先との検討状況	-
6	今後必要となる手続	-

※事業計画書に押印を行うため、本誓約書への押印は任意とします。

サンプル



- 1. 事業実施に係る資金調達(自己資金、または外部調達)に関し、必要な社内手続きを経て↓ います。↓
- 外部からの資金調達を一部の資金の前提とするため、下表の通り手続きを進める予定↓です。

項目。		内容。	
	资金調達方法。	****	
* * * 株式会社。 (親会社)。	調達先との検討状況。	****	
177	今後必要となる手続。	***	
	资金調達方法。	****	
****銀行。	調達先との検討状況。	****	
	今後必要となる手続。	****,	

以上。

5.2 規定様式のない証憑 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類のサンプル

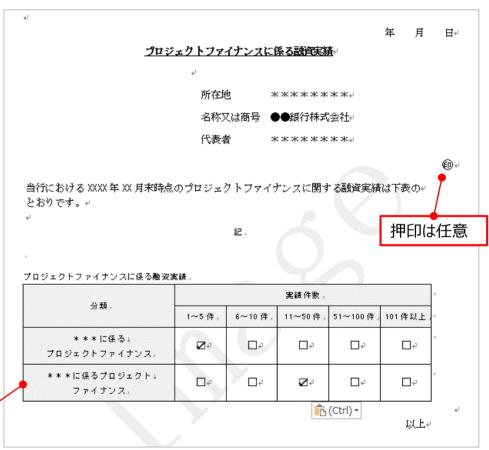
■ 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	プロジェクトファイナンスの融資 実績の件数	・任意のカテゴリ毎に融資実績が分かる形で準備してください。・サンプルのように、チェックボックス形式で概数を記載いただいても構いません。

融資実績がわかるよう、任意に分類して頂いて構いません。(個別件名は不要です)

サンプル



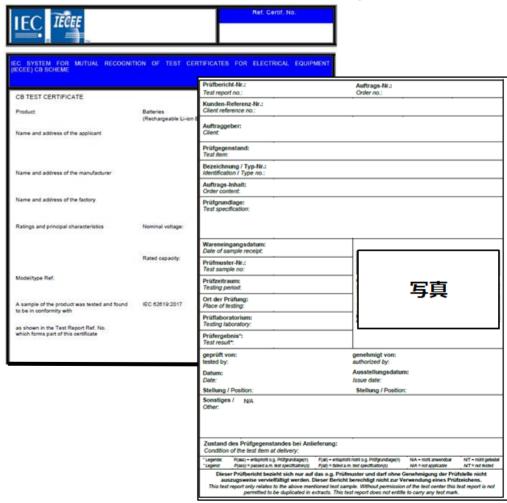
5.2 規定様式のない証憑 蓄電池に係る事業計画書 添付資料 2

- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又は IEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	メーカー	• 導入予定のメーカーが受け ている証憑であること
2	型式	•導入予定の型式であること

サンプル (IEC62619)





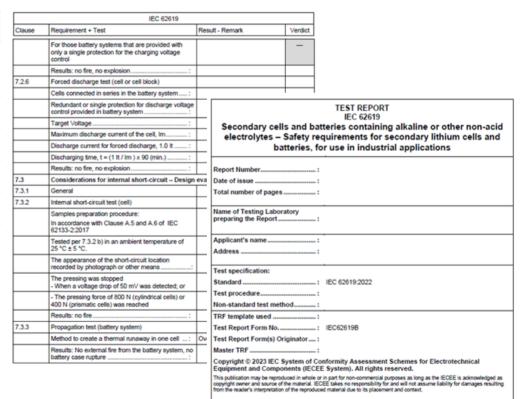
5.2 規定様式のない証憑 蓄電池に係る事業計画書 添付資料 3

- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、 JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	メーカー	• 導入予定のメーカーが受けてい る証憑であること
2	型式	•導入予定の型式であること
3	燃焼試験結果	・試験結果に合格していること
4	温度プロファイル	・試験結果が確認できること
(5)	燃焼試験状況	・試験状況が確認できること

サンプル (IEC62619)



Test Report.

This report is not valid as a CB Test Report unless signed by an approved IECEE Testing Laboratory and appended to a CB Test Certificate issued by an NCB in accordance with IECEE 02.

This report shall not be reproduced, except in full, without the written approval of the Issuing NCB. The

authenticity of this Test Report and its contents can be verified by contacting the NCB, responsible for this

The test results presented in this report relate only to the object tested.



5.2 規定様式のない証憑 蓄電池に係る事業計画書 添付資料 3

- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、 JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及 び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	メーカー	導入予定のメーカーが受けている証憑であること
2	型式	• 導入予定の型式であること
3	燃焼試験結果	・試験結果に合格していること
4	温度プロファイル	・試験結果が確認できること
(5)	燃焼試験状況	・試験状況が確認できること

サンプル (IEC62619)

Attachment C: Sample Photos and Test Photos

Figure 6. Sample before test

写真

Attachment B: Module and Initiating Cell(s) Temperature Profiles During Testing

Figure 3. Temperatures of cell



- ■【Q-1】電源等情報の登録で提出が求められる接続検討回答書について、合理的な理由により提出が間に合わない場合の対応はどうなるか。
- ■【A-1】「接続検討回答書」は原則として電源等情報登録期間内に提出いただきます。 ただし、以下の場合は接続検討回答書の提出が不要または期間外の提出を受け付けます。
 - ▶ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類
 - 水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます。
- ■【Q-2】参加登録時に登録した情報を、登録期間終了後、事後的に変更することは可能か。
- ■【A-2】事業者情報・電源等情報・期待容量とそれぞれの登録期間を設けておりますので、原則は期間中の登録をお願いします。なお、応札の受付期間終了後は約定結果の公表まで登録情報の変更はできません。約定結果公表後は、変更画面より変更申し込みが可能です。
- ■【Q-3】前年度または容量市場の他のオークションですでに事業者情報登録を実施している場合、今年度の事業者情報登録は不要か。
- ■【A-3】事業者情報が登録済みであれば新規の登録は不要です。なお、今年度から「事業者登録番号」「収入金課税事業者への該当有無」の2項目が容量市場システムに追加にされており、登録していない場合は登録いただく必要があります。これらの項目は、事業者情報変更申込画面から登録してください。



- ■【Q-4】参加登録・応札時点で電気事業者の届出が完了している必要はあるか。
- ■【A-4】参加登録・応札の時点で、電気事業者の届出が完了している必要はありません。
- ■【Q-5】参加登録期間中に提出が必要な書類について、提出が間に合わない場合の対応を説明して頂きたい。
- ■【A-5】事業者情報・電源等情報・期待容量とそれぞれの登録期間を設けておりますので、原則は期間中の登録をお願いします。なお新設電源であるなど、本機関が合理的と認める理由により提出の延長が認められている証憑については本業務マニュアル「3.1.1電源等情報の登録申込」をご参照ください。
- ■【Q-6】コンソーシアムでの参加登録・応札を行う場合、参加企業全てを登録する必要があるか。
- ■【A-6】代表する1社が参加登録・応札を行ってください。
- ■【Q-7】期待容量や応札容量算定の際、蓄電池の劣化はどのように考慮するのか。
- ■【A-7】次の補足説明資料をご参照ください。 【長期脱炭素電源オークション 期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明】 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryousystem/youryousystem_sankatouroku/files/2023_sanko_long.pdf



OCCTO

- ■【Q-8】電源等情報の登録の際に、接続検討回答書を受領できておらず、確定できない項目(例:接続検討回答日など)の登録方法を説明して頂きたい。また、確定した情報をいつまでに登録する必要があるか。
- ■【A-8】水力電源・蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年 11月28日まで提出を受け付けます。この場合、電源等情報の登録受付期間においては、当該項目を空欄で提出 してください。本機関の審査期間中に不合格通知を電子メールで送付しますので、本業務マニュアルを参照して 2024年11月28日までに接続検討回答書および接続検討回答書に関する情報を記入した電源等情報登録様 式を提出してください。
- ■【Q-9】特定計量器について、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも設置が求められる条件、および設置における場所や機能の要件は何か。
- ■【A-9】同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、本オークションに参加した電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置が求められます。 ただし、按分計量を行わなくても落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合(各電源がそれぞれ独立して直接接続し、それぞれ計量器設備を有している場合など)には、発電端への特定計量器の設置は不要です。 設置場所や機能の詳細は、一般送配電事業者と協議のうえ、決定してください。
- ■【Q-10】蓄電池・揚水式水力における制御回線について、「原則専用線とし、光ケーブル回線で施工できない3万キロワット以上10万キロワット未満の設備は簡易指令システムも認める」とあるが、どのようなケースが該当するか。
- ■【A-10】制御回線に求められる要件は原則光ケーブル回線による専用線としております。 ただし、一般送配電事業者との協議結果により、光ケーブル回線が施工できない合理的な理由がある場合には簡 易指令システムも認めています。

- ■【Q-11】期待容量の算定において、公表された調整係数(月毎および年間)は、制度適用期間の全年度に適用されるのか。あるいは、年度毎に異なる調整係数を用いるのか。
- ■【A-11】調整係数は応札年度に公表する値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。
- ■【Q-12】事業計画書に登録した情報を、事後的に変更することは可能か。コンソーシアム構成、出資構成、資金調 達計画など。
- ■【A-12】提出後の変更は可能です。 なお事業計画書は、電源等情報登録時点での事業の実施能力や事業継続の確実性について確認するものである ため、審査後に変更になった場合、再提出は不要です。 ただし、「バイオマス発電設備に係る燃料調達計画」に変更がある場合は、速やかに変更後の計画をご提出ください。
- ■【Q-13】コンソーシアムとして代表事業者が応札し、容量確保契約締結後に設立したSPCに権利を譲渡することは可能か。
- ■【A-13】本オークション容量確保契約約款第32条に記載のとおり、事前に本機関の同意を得ることを条件に容量確保契約上の権利義務および地位の譲渡を行うことが可能です。

- ■【Q-14】事業計画書の別紙1 資金調達計画の添付書類は、「プロジェクトファイナンスを利用する場合」、「プロジェクトファイナンス以外の場合」にそれぞれ定められているが、プロジェクトファイナンスを利用する場合においても、自己資本部分は存在するが、「プロジェクトファイナンス以外の場合」で定める添付書類も必要か。
- ■【A-14】ご記載のケースの場合、「プロジェクトファイナンスを利用する場合」の添付書類のみを提出してください。
- ■【Q-15】募集要綱様式4「蓄電池に係る事業計画」の「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」に関し、メーカーに 委託して廃棄処分する対象は、当該メーカーが広域認定を受けている産業廃棄物の範囲にかかわらず、「蓄電シス テム」でないといけないのか。

募集要綱様式4「蓄電池に係る事業計画」の「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」から該当箇所を抜粋

- ・当該蓄電システムを廃棄する場合には、1. で記載した当該認定を取得しているメーカー(当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカー・セルのメーカーの順に優先する。)が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を図に変更すること。
- ・本制度における落札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼が当該メーカーに あった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類を当該メーカーから取得し、添付資料11として、提出すること。
- ■【A-15】必ずしも「蓄電システム」である必要はなく、当該メーカーは、広域認定を「蓄電システム」ではなく、その一部である「セル」や「モジュール」等で受けている場合も想定されますので、「蓄電システムのうち当該メーカーがセルを含め広域認定を受けている部分」として解釈してください。

